

知ってなっとく ことしの仕事

令和6年度予算説明書



第50回アイスクャンドルミュージアムより



下川町イメージキャラクター
しもりん

下川町

ごあいさつ

町民の皆様には、日頃から町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度予算は、私の初めての予算編成であり、行政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域の課題解決と地域活性化を図るため、積極的な各種施策の展開に留意し、予算編成を行ったところであります。



第6期下川町総合計画の将来像である2030年における下川町のありたい姿を目指すこと、第9次行政改革大綱を着実に実行すること、地域の課題解決・活性化を図るため、ゼロカーボン脱炭素のまちづくりを念頭に置いて進めるとともに、農林業を基盤に、地域資源を活かした産業づくり及び地域の担い手、人材確保、事業承継等を積極的に進めること、住宅施策、子育て支援、高齢者支援、教育施策など、移住促進から総合的な定住施策を高め、住み続けたいと思うまち、住み続けられるまちの実現に向けて予算編成を行っております。

新たな取組としまして、福祉施策では、医療費無償化の対象を高校生まで拡大し、子育て支援の充実を図るとともに、歯科医療提供体制の確保を図るため、歯科診療所の誘致に向けた取組を展開いたします。

生活環境では、ICTを活用した除排雪システムの構築を行い、除排雪業務の効率化につなげていきます。

人口減少対策・地域の担い手対策では、中間支援組織「(一財)しもかわ地域振興機構」との連携協調のもと、移住・定住の促進、各産業分野の担い手の確保など、人口減少を起因とする地域課題の解決のための取組を総合的に推進してまいります。また、町内企業等の人材確保や教育費の負担を軽減するため、Uターン者等に対して、奨学金の返還を支援する取組を創設します。

行政運営では、スマートフォンなどから行政手続などが可能となるスマホ役場を構築し、行政手続きの利便性の向上を図るとともに、老朽化した役場庁舎、消防庁舎について、町民の意見を踏まえて、今後の方針・方向性を議論するとともに、将来を見据えた公共施設の機能統合・整理・再編を行ってまいります。

地方を取り巻く情勢は、依然として厳しい状態が続いておりますが、「持続可能な財政運営」と「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、積極的に各種施策を進めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

下川町長 田村 泰司

もくじ

令和6年度町政執行方針	1
令和6年度教育行政執行方針	8
第6期下川町総合計画と令和6年度予算について	13
令和6年度各種会計予算	14
令和6年度一般会計予算概要	15
令和6年度の主な事業	
Ⅰ 福祉医療分野	17
Ⅱ 教育分野	22
Ⅲ 生活環境分野	24
Ⅳ 産業分野	29
Ⅴ 地域自治・地域内連携分野	33
Ⅵ 行財政分野	35
町の貯金と借金の状況	36
下川町機構及び職員配置等一覧	40
地域担当職員配置名簿	43

令和6年度町政執行方針

下川町長 田村 泰司

令和5年下川町議会定例会3月定例会議の開会にあたり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾多の困難を乗り越え、現在では、SDGs 未来都市など地域づくりのモデル自治体の一つであると言われております。

しかし、地域の現状は極めて厳しい状況であり、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など多くの課題が山積しております。

この難局を乗り越えるため、社会環境の変化や多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」2030年における下川町のありたい姿の実現を目指し、その下支えとなる第9次行政改革大綱を着実に実行するとともに、施策・事業の実施にあたっては、ゼロカーボン脱炭素のまちづくりを念頭において進めてまいります。地域課題の解決と下川町の将来に向けた各種施策・事業を積極的に展開してまいりますので、議員並びに町民の皆様におかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度予算は、私の初めての予算編成であり、行政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域の課題解決と地域活性化を図るため、積極的な各種施策の展開に留意し、予算編成を行ったところでもあります。

本年度の予算規模は、一般会計で56億1,400万円、対前年度比6.0%増、介護保険特別会計で7億9,725万円、対前年度比6.1%減、国民健康保険事業特別会計で4億9,095万円、対前年度比0.3%増、

後期高齢者医療特別会計で7,164万円、対前年度比8.9%増、下水道事業及び簡易水道事業を公営企業会計へ移行し、下水道事業会計で5億2,574万6千円、簡易水道事業会計で4億7,647万3千円、病院事業会計で6億466万2千円、対前年度比4.0%減、7会計総額では85億8,072万1千円で、対前年度比7.0%減となりました。

第6期下川町総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

福祉・医療

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住みなれた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉

の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全・安心な自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営と、効率性・効果性を検討するとともに、在宅における介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うとともに、各福祉医療施設の連携強化を図り、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度については、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後ともきめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業については、町民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第9期介護保険事業計画を本年度中に策定し、これに基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

このほか、医療費にかかる一部負担金の助成対象を高校生までに拡大し、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもの健康保持・増進を図ってまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

歯科診療所の閉鎖により、町内での歯科予防、治療は不便な状態であるため、歯科診療所の開業、誘致に対して支援を行い、歯科保健及び歯科医療の提供体制の確保に努めてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い本町の実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種については、医療機関と連携し、被接種者が予防の有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよ

う努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」及び超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担っており、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問診療・訪問看護にも積極的に取り組み、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、専門的な治療につきましては、名寄市立総合病院等との医療連携ネットワークを活かして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や町内福祉介護施設と連携し、町民が安心して医療が受けられるよう努めてまいります。

また、「病院経営強化プラン」に基づき、健全な事業運営及び持続可能な地域医療提供体制を確保していくため、将来の人口等を見据え、地域の事情を踏まえた役割と運営体制などを検討するとともに、上川北部区域地域医療機関との連携を継続してまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、安心して生活することができるよう、介護予防事業の取り組みに努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどについての相談支援、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活が送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士で支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の要であることから、適正にかつ持続可能な運営を図ってまいります。

また、老朽化が進む施設設備等の適切な改修、設備更新を年次的に進めるとともに、ICT化や各種センサー等の環境整備を行うなど、利用者に寄り添ったサービスの充実に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

下川町認定こども園「こどものもり」においては、教育と保育の拡充と、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、子育て世代包括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び子育て支援を推進するとともに、子育て世代と

の対話によるサービスの充実を図ってまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設の運営については、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した生活支援の充実を図り、生活支援員等の人材確保と育成により、個々の障がい特性に応じたサービス提供の維持向上に努めてまいります。

また、山びこ学園の入所者及びグループホームういるの入居者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、地域の方々との交流活動や農福連携等を深めながら、日中活動支援の幅を広げて、利用者一人ひとりに寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる機会の提供に努めてまいります。

教育

第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

第6期下川町総合計画の将来像を達成するための7つのありたい姿の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」の具現化と「地域共育ビジョン」を実現していくために、教育施策の目標や基本方針を定めた「第2期下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

学校における新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策については、感染拡大防止を令和5年度と同様に行っていくとともに、学校の教育活動を両立させていくため、全ての子どもたちの可能性を引き出し、学びを止めないようにする取組を進めてまいります。

また、質の高い学校教育を推進していくために、これまで取り組んできた小中連携教育を躍進させ、義務教育9年間を見通した学校づくりに努めてまいります。

これを実現する手段の一つとして、教育ICT化推進アドバイザーやICT支援員の配置のほか、学校内外で活用することができるICT端末の更新を含めた環境整備と積極的利用に努めてまいります。

次に下川商業高等学校の支援につきましては、地域学校協働コーディネーターを派遣し、総合的な探究の時間における個別の課題研究の発展とともに、地域と共にある特色ある学校づくりの充実に繋げてまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民の皆様が潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進するとともに、スポーツ・文化活動も含め、民間団体活動の充実を図り、生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

第3は、生涯スポーツの振興であります。

町民の皆様の健康に関する意識が高まっている一方、体力の衰えに不安を抱える町民も数多くいることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり体験会等、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ団活動等の支援内容を充実するとともに、安全・安心に活用できる環境を整備してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、本町を巣立った選手が国内外の大会で活躍し、町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導による選手の育成強化と学校への支援を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

地域に根ざした個性あふれる文化活動の支援内容を充実するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

また、町民の皆様の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用にも努めてまいります。

生活環境

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、景観・公園の整備であります。

公園は、幅広い年齢層による自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全・安心で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第2は、住宅対策であります。

多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅等の整備や改修等により、住環境の整備を進めるとともに、個人住宅への建築改修等の支援や民間賃貸住宅建築への支援など、民間活力を最大限に活用した効率的で効果的な住宅施策を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や解

体費用を支援し、快適で安全・安心な暮らしを確保してまいります。

第3は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の改良や維持補修を実施するとともに、橋梁の長寿命化を計画的に進めてまいります。

また、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第4は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、ICT技術を活用した効率的かつ効果的な除雪事業に努めるとともに、宅地における自主的な排雪処理や屋根の雪下ろしを支援し、冬期間の安全で快適な住環境の確保に努めてまいります。

第5は、上水道事業であります。

安全・安心で安定した水道水の供給と、効率的で効果的な水道施設の整備に向けて、下川浄水場整備事業を推進するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたり安全・安心な水道水を確保するため、水道施設の更新及び改修に必要な施設整備計画の策定を進めてまいります。

簡易水道事業の公営企業法適用につきましても、引き続き推進に向けて適用事業を実施するとともに実施体制の整備を進めてまいります。

営農飲雑用水施設につきましても、年次計画に基づいた改修を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

第6は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、下水道ストックマネジメント計画の最終年であることから、次年度に向けた計画の改定を進めてまいります。

下水道事業の公営企業法適用につきましても、引き続き推進に向けて適用事業を実施するとともに、実施体制の整備を進めてまいります。

第7は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全・安心な暮らしを確保し、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のための実証・事業化を進めてまいります。

第8は、環境保全の対策であります。

1点目は、「2050ゼロカーボンしもかわ」の実現に

向けた取組であります。

地球温暖化に伴う「気候変動」によって、重大な危機に直面しており、世界各地で干ばつや豪雨、海面の上昇、熱波による山火事、大型台風など、想定外の甚大な自然災害が多発しており、今や「気候危機」とも言われ、喫緊の課題となっています。

令和5（2023）年12月に閉幕したCOP28では、「化石燃料からの脱却」、温室効果ガス排出量を2019年と比べ2030年までに43%、2035年までに60%を削減する必要性があるなど、1.5℃目標達成のため、緊急に行動を取る必要があると確認がなされました。

国内においても、2050年までの二酸化炭素の排出実質ゼロ、2030年度の削減目標として、2013年度から46%削減など、脱炭素社会を実現するため、地域脱炭素ロードマップが示されているところであります。下川町は、循環型森林経営の取組を基盤に、環境モデル都市、環境未来都市、バイオマス産業都市、SDGs未来都市等の選定等を受け、これまでも二酸化炭素排出削減や森林の吸収源対策など地球温暖化防止につながる先駆的な取組を進めてきたところであります。

今後におきましても、2050年度までに温室効果ガス排出実質マイナスを目指す将来像「森と大地と人を守り育てるゼロカーボンしもかわ」の実現に向けて、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進と二酸化炭素排出削減に向けた取組を進めてまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策であります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されており、過大な維持管理費などが課題でありましたが、名寄地区一般廃棄物中間処理施設は、昨年度に入札執行及び議会議決がなされたところであり、引き続き、各関係機関と連携して令和9年度の稼働を目指してまいります。

さらに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費を助成し、引き続き動物愛護とともに、生活環境の改善を図ってまいります。

第9は、交通安全・防犯の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、下川町は、昨年8月に交通事故死ゼロ「3000日」を達成したところであり、引き続き町民一人ひとりの交通安全・防犯意識の高揚を図り、安全・安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、

交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

第10は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、遊休品の資源化による埋立ごみの減量化や地域コミュニティを醸成するため、消費者協会が運営する「ぱくりっこ」を実施し、地域のにぎわいを創出するとともに、さまざまな活動を通じて環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第11は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、防火水槽の新設及び消火栓の更新を進め、消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、さまざまな救急事案に対応するため、感染防止対策を徹底し、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第12は、危機管理であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、防災と福祉の連携による避難行動要支援者個別計画策定の推進と、共助の要となる自主防災組織の結成を推進してまいります。

第13は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、情報通信技術の進展の動向を見極めながら、情報提供方法等について調査研究をし、光ファイバー網等を活用した難視聴地域対策を行うとともに、今後の光ファイバー網等の地域情報通信基盤の維持管理方法について、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に判断し、町内全域の公設の光ファイバー網等を令和7年度から民間電気通信事業者へ譲渡・民間移行するための準備を進めることや、配信設備の老朽化等よりIP告知端末を令和6年度末をもって運用を廃止する見直しを図ってまいります。

また、併せて、IP告知端末の運用廃止に伴って電子的な情報の受け取りが不便になる恐れのある世帯に対しては、情報格差が生じないように支援を行うとともに、LINE、地デジ広報等を活用した情報提供の充実に努め

てまいります。

産業

次に、第4点目の「産業」であります。次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業振興対策であります。

近年、飼料、肥料やエネルギー価格の高騰など、生産コストに影響し、経営環境は厳しい状況にあります。

また、高齢化や外国人技能実習生の確保に加え、国の農業政策により農業を取り巻く情勢は厳しく、大きく変わりゆく時代にあります。

このような情勢に対応し、農業者を支えるため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者に対する支援を講じてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度を活用して集落活動等を支援してまいります。また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、農地利用の集積化を図ります。

また、小麦の安定作付けのため、JA北はるかが実施する麦乾燥調製施設の設置費用に対して支援してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

施設園芸作物の生産向上を図るため、フルーツトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化を図るため、環境モニター機器の導入を支援するなど、スマート農業を推進してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労務を軽減するため、酪農ヘルパー事業の運営を支援してまいります。

町営サンル牧場は、指定管理者による良質な粗飼料の生産及び飼養コストと労働時間の軽減を図り、酪農の経営安定化に資する施設として運営してまいります。育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と育苗作業抑制のため、生産者の利活用を支援してまいります。

農産物加工研究所は、公設民営方式により特産品であるトマトジュースの製造販売を下川事業協同組合へ移行し、民間知見による業務効率化と販路拡大を目指してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

将来の中核的農業者の活動促進や育成を支援するとともに、新規就農者の支援や事業承継に取り組んでまいります。

また、農業分野の労働力を確保して農業生産力を維持するため、外国人実習生の受け入れを支援してまいります。

第2は、林業・林産業対策であります。

林業・林産業においては、国産材の木材価格は高止まりしておりますが、住宅をはじめとする木造建築物の着工数が減少するなど需要抑制の状況が続いているほか、燃油価格や電気料金などエネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど厳しい状況が続いております。今後、木材製品価格の競争力強化のため、低コストで効率的な林業林産業の構築により収益の向上を目指していく必要があります。

このため、豊かな森林資源を基盤とした雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施や上川北部森林管理署と連携して原木ストックヤードを共同で管理し、機動的な木材の安定供給による地域の林業・林産業の活性化を図ります。

また、私有林整備支援を推進し民有林施業の活性化を図ってまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材の確保や育成に向けて、旭川農業高校森林科学科や関係機関との協力体制を継続し、森林施業実習や町内林業事業者へのインターンシップ等を受入れするとともに、北海道、上川北部地域、地域林業・林産業事業者と連携し、北海道立北の森づくり専門学院生においても、地域実践実習等の受け入れを行うほか、中学生・高校生向けの職業教育に協力してまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

林業・林産業の振興を図るため、設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへ支援を行い、経営基盤の強化や安定化を図ってまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

木質原料製造施設の管理、運営を行い、安定した木質燃料の供給体制を推進してまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

森林や林業の理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、森林文化の創造に向けて、チェンソーアート事業に対し支援してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、引き続き有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊により、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、町民の生活圏と野生動物の生息域の棲み分けを図ってまいります。

第4は、商工業振興対策であります。

人口減少や経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、商工業振興であります。

中小企業事業者に対し、経営基盤強化、起業化促進、事業承継や資金調達などを支援して、雇用の維持や創出とともに地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行い、消費の域内循環と政策効果の向上を図るとともに、特定地域づくり事業を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社、戸田建設株式会社等との円滑な事業継続のため、経済交流を図ってまいります。

次に、観光振興であります。

アイスキャンドルミュージアムなどのイベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、入込客数拡大を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係する機関や団体との連携により、滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

地域活力の再生と集落創生のため、一の橋地域において集落の自立と持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、資材の高騰など厳しい運営状況は続きますが、生産量の増加を図るなど、引き続き安定的な運営を目指してまいります。

また、戸田建設株式会社が設置しているイチゴ栽培ハウスへ熱導管を延長し、環境に配慮した経済交流と地域産業の拡充を進めてまいります。

次に、雇用労働施策であります。名寄地区通年雇用促進協議会を通じて雇用対策等を協議してまいります。

地域自治・地域内連携

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、多くの団体等との意見交換を通じて、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆様が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありがたい姿」の7つの目標の実現や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

Uターン者等に対して、奨学金の返還支援を行い、教育費の負担軽減や移住・定住の促進、町内企業の人材確保を進めてまいります。

また、中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」との連携協調のもと、総合的な移住促進、各産業分野の担い手確保、求人事業者と就業希望者とのマッチングなどの取り組みを支援し、人口減少を起因とする地域課題の総合的な解決を図ってまいります。

行財政

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありがたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行ってまいります。

また、デジタル技術を活用した業務の効率化と住民の利便性向上を目指し、スマホ役場の構築など自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、持続可能

な財政運営を進めてまいります。

また、老朽化した役場庁舎、消防庁舎について、今後の方針、方向性を議論するとともに、将来を見据えて公共施設の機能統合・整理・再編を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取り組みなど収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、町政執行に対する所信の一端を申し上げましたが、町民、職員の新たなチャレンジを大切に、町民の「和」をもって、「環（わ）」のまちづくりを進め、下川町の未来を創ってまいりたい決意でありますので、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。

令和6年度教育行政執行方針

下川町教育長 川島 政 吉

令和5年下川町議会定例会3月定例会議の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、急激な人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、私たちの価値観やワークスタイルが大きく変わる中、これまでの知識や経験だけでは、最適な解を見いだすことが難しい時代になっております。こうした変化の激しい社会の中で、私たちが、さまざまな困難を乗り越え、豊かな人生を送っていくためには、幾つになっても多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手として学び続ける必要があります。そのためには、必要な資質・能力の育成や環境等を整えることが求められています。

教育委員会としては、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を基本に、下川町地域共育ビジョンとともに、第2期下川町総合教育大綱を実現していくため、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(E S D)と、続ける幸せだけでなく、変わる・新しい幸せを生む教育を推進し、教育行政の責務を果たしてまいります。

特に、次代を担う下川町子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができる質の高い教育を進めてまいります。

そのためには、下川町が大きな家のように、子どもたちを真ん中に地域、学校、家庭が繋がり、互いに連携・協働しながら育んでいくというビジョンを共有し、達成できるよう、教育委員会が主体となって各種の施策を推進していきます。

そこで、教育委員会として令和6年度に重点的に取り組む施策について、3点申し述べます。

義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現

一点目は、「義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現」についてです。

質の高い学校教育を推進していくためには、小・中学校間だけでなく教職員間の情報・行動連携と、教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる環境整備、さらには学校と家庭や地域が連携・協働して9年間見通した学校づくりを推進していくことが重要であります。

これを実現していくために、令和6年度において、これまでの小中連携教育をレベルアップさせるイメージで、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年

間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す「小中一貫教育」を、「施設分離型の小中一貫校」として令和7年度に運用開始ができるよう準備を進めてまいります。

具体的には、教育委員会規則を改正すること、令和5年度に作成した9年間を見通した「総合的な学習の時間」の指導計画を実践すること、小・中学校で相互に教職員の乗り入れ授業を促進すること、学校行事や児童・生徒会行事等における合同開催の可能性を検討することなど、出来るところから実践してまいります。

次に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携し、小・中学校の教育活動の実態及び課題の共通認識を深め、地域活動に繋げることで、地域・学校・家庭が連携した場づくりを進め、協働活動を活発にしていまいります。

具体的には、地域に開かれた学校づくりの一環として、クラブ活動、委員会活動、学校行事、授業、環境整備等に関し、多様な支援スタッフとなる「地域学校協働活動推進委員」や「地域ボランティア」等の活用を実践してまいります。

次に、道徳教育には、児童生徒に自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められており、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通して取り組み、発達の段階を考慮した指導方法の工夫改善を図っていくことが重要です。

具体的には、児童生徒の実態に応じた道徳教育の充実に生かしていけるよう、道徳推進教師が中心となって先進校の取組等の情報提供を行うとともに、相手の気持ちや考えを思いやり、自分と異なる個性を受け入れ、助け合うことができる心豊かな児童生徒を育成することを教育計画に位置付け、実践し、その成果等を参観日において「特別の教科 道徳」の授業を公開したり、学校だより等で情報を発信したりしてまいります。

次に、特別支援教育につきましては、児童生徒や保護者の多様化する教育的ニーズに応じた支援を行うことが大切であります。

具体的には、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育相談員による学習面や生活面に配慮が必要な幼児、児童生徒の実態把握と、必要に応じて外部の専門家による指導助言を受けたり個別の教育支援計画を作成し活用したりするとともに、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援してまいります。

加えて、特別支援教育連携協議会による研修会や子育て講演会などを通して、関係職員だけでなくこども園の職員や町民の皆様も参加できる特別支援教育関連の今日的課題に対する研修会等の実施に努めてまいります。

次に、生徒指導では、主に特別活動を通して、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒同士の好ましい人間

関係を築き、ひいては個性の違いを認め、尊重する関係を基本として、学校全体で支持的風土を醸成していきます。

具体的には、いじめ防止の取組について、全教職員が「どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「いじめ見逃しゼロ」、という意識をもち、どんな理由があっても、いじめは絶対に許されることではないことを理解させるとともに、学級担任が中心となっていく定期的ないじめ調査や教育相談だけでなく、学校長のリーダーシップの下、いじめ防止等対策委員会を中心として組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

誰一人取り残されない多様な学びの機会の保障

二点目は、「誰一人取り残されない多様な学びの機会の保障」についてです。

年齢に関係なく多様な人々と協働しながら、生涯にわたって楽しく学び続けることができるよう、自分が得意とする分野や可能性を見だし、挑戦できる環境を整えていくことが重要です。

これを実現していくために、小中学校教育において、児童生徒一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばす指導を工夫するとともに、学習の環境整備に努めることによって、学びを止めず、学ぶ意欲を高めていく必要があります。

具体的には、GIGAスクール構想を日常の教育活動の中で着実に推進していくことです。令和5年度までにICTに係る教職員の日常的な業務・学習支援の充実、配置した一人一台タブレットを授業で活用していくことができる学習環境を整備しているところですが、今後は、タブレットの高性能化による計画的な更新を進めてまいります。

また、セキュリティ強化による遠隔・オンラインによる授業や課題研究を行うことで、学校以外での児童生徒の学びを保障してまいります。

さらに、整備しているICTにより、全教職員が業務改善を通じた仕事の効率化などを図り、学校における働き方改革を進め、自らの授業のレベルを引き上げることができる時間確保につなげていくこととします。

次に、ICT支援員と連携した情報モラル教育が重要になってきます。

具体的には、児童生徒だけでなく、保護者に対しても情報機器の活用に当たり、情報発信が与える他者への影響を考えると、犯罪被害の危険の回避など情報を正しく安全に使うこと、情報機器の使用による健康への影響を理解することなど、情報社会で適正な活動が行えるよう指導と研修を進めてまいります。

次に、下川町の良さを活かした体験活動や生涯スポーツ等の充実についてですが、まず、体験活動においては、児童生徒が発達段階に応じて、ふるさと下川の自然環境や歴史・伝統・地域の人に触れ、地域のよさを学ぶことで、自分が得意とする分野や可能性を見だし、挑戦できる環境を整えていくことが重要です。

これを実現していくために、地域を基盤としたキャリア教育に力を入れ、一人ひとりの興味・関心を見つける機会をつくり、多様な大人との対話を通じた取り組みや、地域をフィールドとした実践を小学校から高校まで一貫して実施し、自律した社会人に向けて必要となる資質・能力の基盤を育むとともに、SDGsの考え方を身に付ける取組を継続して推進してまいります。

具体的には、小学校において、令和4年度に改訂した社会科副読本「しもかわ」を活用しつつ、身近な自然を通して、学校だけでなく地域の大人達から学ぶ機会を通じた教育活動を進めてまいります。小中学校において、地域の商工業者、医療、福祉施設等との連携協力により、各職場の職員と児童生徒との交流や職場体験活動の実施を進めてまいります。

また、下川町認定こども園「こどものもり」から小・中学校、高等学校において、森林とのふれあいや林業体験などを実施し、系統的な森林環境教育を継続してまいります。

次に、キャリア教育のベースの一つで、「対話的な学び」を育んでいくことが重要になります。

これを実現していくために、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、自分の思いや考えを気兼ねなく伝えることができる心理的安全性を高めることができる集団づくりを進め、子ども同士の協働、教職員や地域の商工業者等との対話を手がかりに考えることを通じ、自己の考えを広めていく機会を増やしてまいります。

具体的には、先に述べた9年間を見通した「総合的な学習の時間」や地域学校協働活動など、発達段階に応じた実践を通して推進してまいります。

次に、生涯スポーツの振興については、町民一人ひとりが、年齢に関係なく健康づくりやスポーツを通じて、楽しく心と体を鍛えることができる機会や場を設けていくことが重要です。

これを実現していくために、健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでも、誰でも、どこでも、気軽にできる生涯スポーツを推進していきます。

具体的には、年齢や体力に応じ、安心して取り組んでいただけるスポーツ教室や体験会等を実施してまいります。

次に、競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団、中学校・高校の部活動、公区活動等に対し、活動への支援を行うことにより、参加者や保護者の負担軽減や競技力向上を図り、青少年の健全育成

とともに町民全体の健康増進に努めてまいります。

さらに、ノルディックスキー競技においては、下川町から巣立った選手が国内外の大会で活躍しており、それが町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、今後におきましても、幼少の裾野を広げる活動に力を入れるとともに、専門指導員を中心に、幼小を中心とした体験会と幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成強化と学校への支援を推進してまいります。

次に、学校教育全般を通じて行われる健康教育は、「生きる力」の土台となる「たくましく生きるための健康や体力」の獲得、更には生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが求められています。

これを実現していくために、学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを推進してまいります。

具体的には、健やかな体力づくりとして、児童生徒の体力向上に向けて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査など該当学年の客観的なデータを基に、全学年で保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、自らが心身の健康を大切にすることに気付き、運動することの楽しさを実感し、望ましい生活習慣を身に付けさせることができる体育科や保健体育科の授業改善と学校の特色を生かした体力づくりを計画的に行ってまいります。

また、学校給食を通して、食に関する正しい知識と、地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等につながる教育を、栄養教諭と連携して小中学校で実践してまいります。

さらに、学校安全につきましては、交通事故や災害等の発生時に児童生徒の安全を確保するために、教職員だけでなく、児童生徒自身も迅速・的確に行動することが不可欠です。そのために、交通安全教室、防犯教室、防災教室により、児童生徒の意識啓発に努めるとともに、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒自身に、危険予測能力や危機回避能力を身に付けさせてまいります。

次に、友達関係を巡る問題や学業の不振、生活リズムの乱れによる気力の低下などにより、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、全校体制でどのように支援していくか検討していくことが重要です。

これを実現していくために、学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が安心して学ぶことができる場づくりや絆づくりなどを推進していくことが大切です。

具体的には、不登校の児童生徒の状態やニーズに応じて学習意欲の維持、向上等を図るため、学校内外において、ICTを活用した計画的な学習活動を行えるよう、支援の充実に取り組むとともに、関係機関と連携を図り

ながら、社会的自立を目指し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を継続して行ってまいります。

地域と歩む持続可能な教育の実現

三点目は、「地域と歩む持続可能な教育の実現」についてです。

近年、地方の過疎化や人口減少、高齢化等により地域社会における支え合いやつながりが弱まり、学校の小規模化とともに、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。これらの課題を解決するために、学校と共に地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていける地域力を強化していくことが重要です。

これを実現していくために、学校が地域の教育力を、地域が学校の力を活かしていくことができる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が核となり、互いに児童生徒の実態及び課題の共通認識を深めるとともに、地域学校協働活動の推進により、学校の教育活動と地域の活動を繋げることで、地域の魅力や課題に触れる機会が生まれ、多様な体験活動を創出してまいります。

具体的には、小中学校の各校長が作成し、学校運営協議会で承認をいただいた令和6年度の学校経営方針と、「義務教育9年間でめざす姿」の中に学校運営協議会が地域の願いとしてまとめた「下川を愛する児童生徒像」の項目に、令和6年度の重点を位置付け、教育委員会、学校と学校運営協議会の3者が、小中学校の経営状況を共有し、協議を行いながら、一体となって児童生徒に「生きる力」を育成してまいります。

また、地域学校協働活動推進員を派遣し、小学校のクラブ活動や中学校の部活動のほか、図書室の充実に向けた取組に加え、授業や学校行事等の教育活動と連携した地域学校協働活動を推進してまいります。

また、小中学校の教職員の専門性を生かし、相互に授業の乗り入れを実施してまいります。加えて、地域共育ミーティング・フォーラム等で、地域共育ビジョンの進捗状況などに関わる学校・家庭・地域の対話を行ったり、関係機関等のアドバイスを受けたりして確認してまいります。

さらに、中学校の部活動の地域移行に関しては、令和5年度末に発足した「部活動改革推進委員会」で、「下川町の子どもたちは、学校を含めた下川町全体で育てる」という考えの下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術環境の最適化を図り、体験格差を解消し、生徒の望ましい成長を保障できるよう、検討を重ね、できるところから地域移行を進めてまいります。

子どもを含めた町民の居場所づくりについては、昨年

度から、公民館ロビーにて「スタディ&ワークスペース」を設置しており、手元を明るくするライトやコンセント、無料Wi-Fiを提供することで、予約なしに誰でも気軽に利用できる場を設けております。これまでは、期間を限定し実験的に設置してきましたが、昨年度の利用状況や要望を踏まえ、今年度は常設していきたいと考えています。

また、公民館のロビーや学校等の一室を、中高生を含めた町民の居場所として開放し、利活用できないか検討してまいります。

次に、人生100年時代と言われ、みんなが同じ時期に同じことをする時代は終わり、世界はマルチステージの人生に変わりつつあります。今後は、より多様で豊かな生き方・暮らし方をしていくために、町民一人ひとりが乳幼児期から高齢期までの生涯各期にわたる学びを通じて、充実した潤いのある生活にしていくことが重要です。

これを実現していくために、個の学びだけでなく、他者と学び会い認め合うことで相互の繋がりを形成するため、学校教育の学びだけでなく社会教育の学びの場や機会を設け、気軽に楽しむことができる環境整備に努めたり、生きがいを創り出す事業を展開したりしてまいります。

具体的には、豊かな心を育む芸術・文化の振興について、町民会館図書室と学校図書室との連携などを含めた読書活動の推進を図ってまいります。

町民会館図書室においては、日常の暮らしに役立ち、課題解決につながる図書資料の充実を図るとともに、読書を通じた主体的な生涯学習や読書習慣の確立を支援し、親しまれる読書環境づくりを進めてまいります。

また、乳幼児への読み聞かせを行うブックスタート事業、世界に一つだけのパーソナル知育絵本のプレゼントや読書イベントなどにより、子どもが本に親しむきっかけづくりや親子のふれあいを促進してまいります。

さらに、新たに学芸員あるいは相当の知識をもった方を地域おこし協力隊として確保し、ふるさと交流館や札天山収蔵館の来館者対応と文化財の資料整理を進めてまいります。

また、ふるさと交流館に、「語り部」を導入し、ふるさと交流館に一定期間常駐していただくことで、来館者に対し下川町の歴史や文化を語り継いでいただく事業を進めてまいります。「語り部」については、下川町の歴史や文化等に詳しい方に登録していただき、地域学「しもかわ学会」が作成したブックレットなどを活用していただくことを想定しています。

次に、優れた芸術文化に接する機会を充実し、創造性を高め、心豊かで活力ある地域づくりにつながる芸術文化の振興が重要です。

これを実現していくために、町民による自主的・創造

的な芸術・文化活動を支援するとともに、芸術文化に接する機会の提供や文化協会加盟の文化サークルと連携した町民参加型の事業を実施してまいります。

具体的には、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるため、積極的な伝承活動が行われております無形文化財である「上名寄郷土芸能」を永く後世に伝えるために支援するほか、町民が触れる機会を設けてまいります。

さらに、令和4年度までの「ふれあいコンサート及び町民芸術文化鑑賞事業」を統合し「ふれあいイベント」として令和5年度より実施しており、引き続き様々なジャンルの芸術文化にふれる機会を提供してまいります。

次に、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える保護者が増加傾向で、家庭教育には重要な役割があります。

これを実現していくために、子どもの健やかな成長に必要な知識を学び、家庭の教育力向上に寄与するためのセミナーや体験講座などの学習機会を提供し、地域全体で親子を支える環境づくりや絆を深める取組を実施してまいります。

具体的には、児童室において、親子が安全で安心して触れ合える場を提供するとともに、放課後、児童の安全と居場所を確保してまいります。

さらに、青少年教育においては、人間形成の基礎がつけられる最も大切な時期であり、地域・家庭・学校が連携を深め、学校外で良好な教育環境を構築し、実践していく必要があります。

そこで、継続的・計画的に実施している小学生対象のキッズスクールや中高生の居場所づくり事業等による各種体験活動や自学自習等の充実を図ります。

さらに、高齢者教育においては、各種交流会や高齢者学級などの見直しを図りながら気軽に交流できる環境を提供するとともに、高齢者がもつ知識、技能や経験を活かし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めてまいります。

次に、近年、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、高等学校の生徒確保が非常に厳しい状況であることから、引き続き、下川商業高等学校において、商業のスペシャリストの育成を目指した魅力ある学校づくりを支援していくことが重要であります。

これを実現していくために、学校が地域と共にある特色ある教育活動や生徒の個性を大切に、能力や適性に応じた学習を進めていけるよう、町として、直接的・間接的に支援できる環境を整備していく必要があります。

具体的には、総合的な探究の時間の課題研究において、学校と地域との連携を支援する地域学校協働コーディネーターを派遣し、個別の課題研究を決め、計画を立て実現できるよう支援するとともに、下川商業高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携・協働を確保し、地域と共にある魅力ある学校づくりの充実

に繋げ、存続維持・発展できるよう各種の振興策を進めてまいります。

以上、教育行政執行方針を申し上げましたが、先行き不透明で変化の激しい時代を乗り越えていくため、生涯を通して学び、考え、様々な困難に対応できる教育が求められております。

本年度におきましても、下川町の教育行政に直接責任をもつ教育委員会として、町長部局と緊密に連携しながら、この重責を強く自覚し、持続可能な社会の創り手となる下川町の子どもたちを、町全体で育てていくというビジョンを達成できるよう、重点施策を中心に推進していくことによって、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

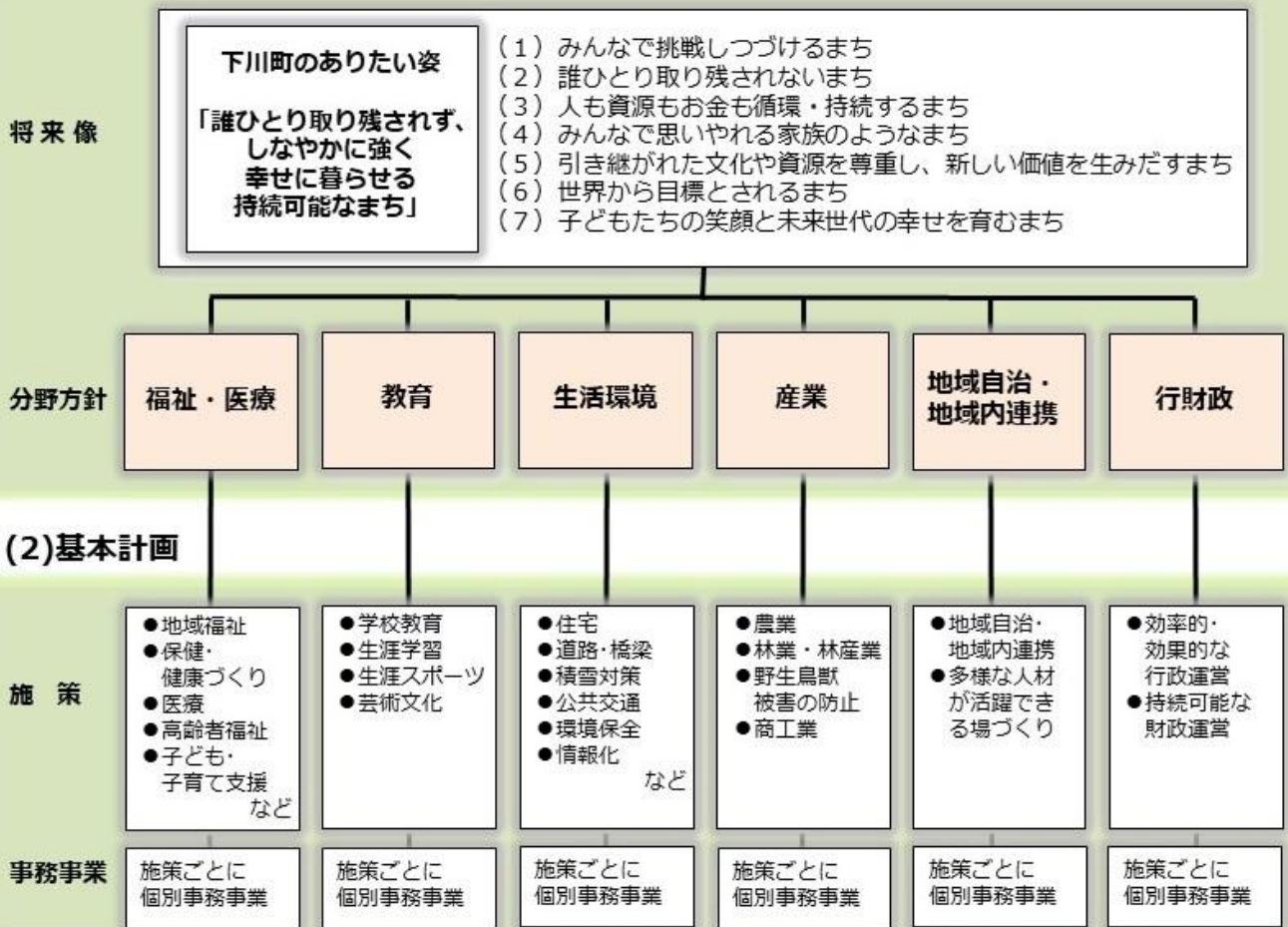
今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

第6期下川町総合計画と令和6年度予算について

第6期下川町総合計画は、下川町が目指す将来像などを明らかにした「基本構想」、その将来像の実現のため取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」で構成しています。

総合計画には、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことも本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていくこととしています。

(1)基本構想【2019年度(令和元年度)～2030年度(令和12年度)】



総合計画とは

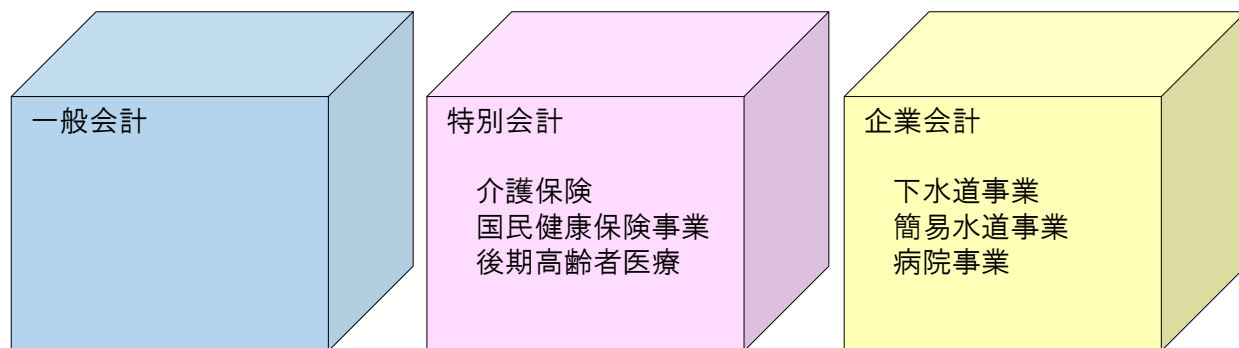
「下川町がどのようなまちを目指すのか」という将来像や目標の実現に向けた取組みを全ての分野において、総合的、計画的にまちづくりを行うための計画です。



令和6年度各種会計予算

単位：千円

会計名	6年度予算額	5年度予算額	比較	伸び率
一般会計	5,614,000	5,297,000	317,000	6.0%
介護保険特別会計				
介護保険事業勘定	459,870	489,310	▲29,440	▲6.0%
介護サービス事業勘定	337,380	359,470	▲22,090	▲6.1%
国民健康保険事業特別会計	490,950	489,720	1,230	0.3%
後期高齢者医療特別会計	71,640	65,770	5,870	8.9%
下水道事業会計	525,746	379,630	146,116	38.5%
簡易水道事業会計	476,473	1,513,060	▲1,036,587	▲68.5%
病院事業会計	604,662	629,550	▲24,888	▲4.0%
合計	8,580,721	9,223,510	▲642,789	▲7.0%



■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。介護保険事業など3つの特別会計があります。介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。下水道事業など3つの企業会計があります。令和6年度から下水道委事業及び簡易水道事業が公営企業会計へ移行しています。

令和6年度一般会計予算概要

町の収入（歳入）

単位：千円

科 目	比 較	予算額
【 自 主 財 源 】	町が自主的に集めることができる収入	
町 税	町民の皆さんが納める税金	344,799
分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて利用者が負担するお金	26,839
使用料及び手数料	町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金	107,446
財 産 収 入	町有林主伐・間伐材や特用林産物（しいたけ）の売り払い収入など	230,744
寄 附 金	ふるさと納税などのお金	69,500
繰入金・繰越金	町の貯金（基金）などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金	208,566
諸 収 入	他団体からの補助金や雑入など	162,849
【 依 存 財 源 】	国や北海道から交付されるお金や町債	
地方譲与税など		216,900
地方交付税		2,890,000
国・道支出金		731,657
町 債	道路などを整備するために、国や銀行から借り入れるお金	624,700
合 計		5,614,000

町の支出（歳出）

単位：千円

科 目	比 較	予算額
議 会 費	議会運営などに要する経費	37,451
総 務 費	役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍、SDGs未来都市、ゼロカーボンの推進などに要する経費	471,364
民 生 費	高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに要する経費	733,367
衛 生 費	健康づくりやごみ処理などに要する経費	390,301
農 林 業 費	農林業の振興や森林整備などに要する経費	718,425
商 工 労 働 費	商工振興や観光・地域振興などに要する経費	378,397
土 木 費	道路、公営住宅、公園、除雪などに要する経費	664,952
消 防 費	消防に要する経費	177,273
教 育 費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに要する経費	530,663
公 債 費	借金の返済などに要する経費	692,907
給 与 費	職員の給料などに要する経費	817,083
予 備 費	緊急に必要とする場合に備えておく経費	1,817
合 計		5,614,000

医療給付事業 拡充 予算額 2,079万円

担当
 保健福祉課
 ☎ 4-2511 (内線124)
 告知端末 4-251104

財源	
町の負担額	1,450万円
国の負担額	7万円
道の負担額	622万円

乳幼児等の方、重度心身障害者の方、ひとり親家庭等の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の助成を行います。

1. 対象者

【乳幼児等】	下川町に住所を有する世帯に属し、健康保険に加入している満18歳に達する日（誕生日前日）以後の最初の3月31日までのお子さん。 ※「生活保護世帯」「重度心身障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の助成対象者は除きます。 【令和6年4月1日より助成対象を18歳までに拡大しました】				
【重度】	○身体障害者手帳をお持ちの方：1級、2級、3級の一部（内部障害） ○療育手帳をお持ちの方：重度の知的障害者（A判定） ○精神保健福祉手帳をお持ちの方：1級 ※前年の所得額が一定額以上の場合、対象となりません。 ※受給者が18歳までの児童の場合は、所得制限されません。 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療の加入者が対象です。				
【ひとり親】	下川町に住所を有し、健康保険に加入するひとり親家庭 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">「親」</td> <td>18歳未満の児童及び、18歳以上20歳までの児童を扶養するひとり親家庭の母または父。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「子」</td> <td>18歳未満の児童及び、両親の死亡等により他の家庭（養育者）において扶養されている18歳未満の児童。なお、学生・無職等によりひとり親家庭の母、父、又は養育者に扶養されている児童は20歳まで</td> </tr> </table> ※前年の所得額が一定額以上で18歳までの児童がいる場合は、乳幼児等医療費助成制度に移行となります。	「親」	18歳未満の児童及び、18歳以上20歳までの児童を扶養するひとり親家庭の母または父。	「子」	18歳未満の児童及び、両親の死亡等により他の家庭（養育者）において扶養されている18歳未満の児童。なお、学生・無職等によりひとり親家庭の母、父、又は養育者に扶養されている児童は20歳まで
「親」	18歳未満の児童及び、18歳以上20歳までの児童を扶養するひとり親家庭の母または父。				
「子」	18歳未満の児童及び、両親の死亡等により他の家庭（養育者）において扶養されている18歳未満の児童。なお、学生・無職等によりひとり親家庭の母、父、又は養育者に扶養されている児童は20歳まで				

2. 助成内容

【乳幼児等】 【重度】	健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。 ※「医療保護入院」の場合は、助成内容が異なります。（重度） ※精神保健福祉手帳1級をお持ちの方の入院は除きます。（重度）				
【ひとり親】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">「親」</td> <td>健康保険が適用される「医科入院」「歯科入院」「指定訪問看護」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「子」</td> <td>健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。</td> </tr> </table>	「親」	健康保険が適用される「医科入院」「歯科入院」「指定訪問看護」	「子」	健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。
「親」	健康保険が適用される「医科入院」「歯科入院」「指定訪問看護」				
「子」	健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。				

◇受給者証をお持ちの方は、北海道内の保険医療機関等にかかる際、「健康保険証」と「受給者証」（他の受給者証がある方はそれも併せて）を提示することで、自己負担分の助成が受けられます。

※入院時の食事にかかる費用（標準負担金）、薬の容器代、差額ベッド代などの保険外診療は助成の対象外です。

※北海道外の保険医療機関等にかかる場合は、保険証のみを提示し、いったん自己負担分を支払い、その後、役場保健福祉課窓口で自己負担分の請求を申請してください。

母子保健事業

予算額 372万円

担 当
保健福祉課 (総合福祉センター内)
☎・告知端末 4-3356

財 源	
町の負担額	339万円
道の負担額	8万円
国の負担額	25万円

安全な出産と産後間もない時期の身体的な回復や精神的な安定を図り、健やかな育児ができるよう支援します。

- ✓妊産婦健康診査
- ✓産後ケア
- ✓新生児聴覚検査
- ✓ウェルカムベビークラス
- ✓不妊治療支援
- ✓乳幼児健診・相談・訪問



がん検診事業

予算額 594万円

担 当
保健福祉課 (総合福祉センター内)
☎・告知端末 4-3356

財 源	
町の負担額	505万円
国の負担額	2万円
受診者の負担額	87万円

胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診を行い、早期発見、早期治療に結びつけます。加入している医療保険（国保・社保・後期高齢者等）によって自己負担額が変わります。生活保護を受給している方は自己負担はありません。

- ✓今年度、次の年齢の方は検診料金が無料になります。

胃がん検診、肺がん検診	40歳
大腸がん検診	40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳
子宮がん検診	20歳、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳
乳がん検診	40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳

- ✓5月25日（土）・26日（日）、11月2日（土）・3日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。

- ✓旭川がん検診センターで、胃がん、肺がん、大腸がん、CT肺がん、子宮がん、乳がん検診を個別に受けることができます。

- ✓町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院

予算額6億466万円

担 当
町立下川病院
☎・告知端末 4-2039

財 源	
入院・外来収益	2億9,906万円
一般会計の負担	2億233万円
その他収益	5,065万円

町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、安定した医療提供体制と病院運営を進めていきます。

✓医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）の活用

ポラリスネットワークは専用のインターネット回線を利用し、主に名寄市立総合病院との間で診療情報を共有するシステムです。

画像・検査・薬歴等の情報が共有でき、安心した医療サービスを受けることができます。

✓禁煙外来をご利用ください

当院では、禁煙治療を行うことができます。たばこに含まれるニコチンは依存性が強く「ニコチン依存症」という治療が必要な病気です。医師と看護師にアドバイスを受けながら治療を進めていきます。治療期間は12週間（3ヶ月）で5回の診療が必要です。禁煙を考えている方は、お問い合わせください。

✓経鼻胃内視鏡（鼻から挿入する胃カメラ）のお知らせ

当院では、口からの内視鏡が苦手な方などに経鼻胃内視鏡検査を行うことができます。食道・胃・十二指腸の中をカメラで観察し、炎症・潰瘍・ポリープ・癌などの病気の有無を確認できます。

また、大腸カメラも行うことができますので、お問い合わせください。

✓夜間診療を行っています

第2・第4木曜日は夜間診療を行っています。
受付は17時15分から18時30分までです。



✓外科医の在院日のご案内

第2・第4金曜日に北海道地域医療振興財団から外科医が来院し、外科診療を行っています。（※日によって外科医が不在の場合もございますので、事前にお問い合わせください。）

受付は8時30分から11時30分、13時から16時30分です。

✓発熱の際の受診について

受診される方の待機時間解消と感染拡大予防のため、来院時間を調整しています。事前にお電話いただくか、病院玄関前のインターホンにおいてご連絡いただきますようお願いいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業

予算額 1, 545万円

担 当 地域包括支援センター （総合福祉センター内） ☎・告知端末 5-1165

財 源	
介護保険料の負担	174万円

介護保険被保険者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を目的に日常生活を支援します。また、地域における住民主体の通いの場づくり等を支援します。

●介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援認定を受けた方

②基本チェックリストにより対象者（事業対象者）となった方

※サービスを利用する場合は、町に申請が必要です。

サービス名	内 容
訪問型サービス	日常生活に支障がある高齢者の方等にヘルパーが訪問し、買い物、掃除、洗濯等の日常生活上の支援をします。
通所型サービス	見守り等の支援が必要な方にデイサービスセンターで、食事、入浴、体操、レクリエーション等の支援をします。
その他の生活支援サービス	【総合事業配食サービス】 ・町が指定している事業所が自宅にお弁当を配達します。 （昼食のみ） 【総合事業給食サービス】 ・共生型住まいの場「ぬく森」で、食事を提供します。 毎日（朝食、昼食、夕食）利用可能 【総合事業訪問サービス】 ・ひとり暮らしの高齢者などで家の中に閉じこもりがちな方を定期的に訪問して、体調確認等の安否確認などをします。
通所型サービスA	閉じこもり予防や介護予防を目的にデイサービスセンターで体操やレクリエーションを2時間程度行います。
介護予防ケアマネジメント	主に地域包括支援センターが多職種と連携してマネジメントします。

●一般介護予防事業

対象者：65歳以上の方、及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内 容
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及啓発の為セミナーや講座、パンフレットの配布等を行います。
地域介護予防活動支援事業	ふまねっと運動教室、カーリンコン運動教室、キャラバン・メイトなど、地域の住民が主体となった介護予防活動の支援や、介護予防ボランティア活動に対して、介護予防アクションポイント事業を行い、活動を支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士による訪問指導・教室活動や、包括ケア会議、ケースカンファレンス（事例検討会）などにリハビリの専門職員が参加して、地域の介護予防を支援します。
介護予防把握事業	民生委員等地域の情報を集約して、閉じこもり等何らかの支援を必要とする方を把握し、関係機関と連携して必要な支援に繋がります。

●その他の事業

対象者：65歳以上で要支援及び要介護の認定がされていない方

事業名	内 容
介護予防福祉用具貸与	町で指定されている歩行器と杖の貸し出しをします。 ※返却時の消毒代は実費負担となります。
介護予防福祉用具購入	入浴用具（浴槽用手すり、浴槽内台、シャワーイス、移乗用台）購入費用を助成します。 ※購入上限額5万円。その1割が自己負担になります。

高齢者入湯料・入湯交通費助成事業

予算額 351万円

担 当 保健福祉課 ☎ 4-2511（内線124） 告知端末 4-251104

財 源	
町の負担額	351万円

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援します。

【対象者】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）
- ✓身体障害者手帳を交付されている方
- ✓療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方



【利用回数】

- ✓年間100回まで（入湯券の有効期限は翌年3月31日まで）
- ✓窓口で一度に発行できるのは20回分または40回分まで

【その他】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）は、五味温泉までのコミュニティバスに乗車するために要した営業バスの交通費の一部を支援します。（100往復分を限度）

介護者について

以下の条件に該当する方の介護者に入湯券を発行できます。

- 身体障害者手帳に記載されている障害名が、視覚障害及び肢体不自由に該当し1級及び2級の認定を受けた方
- 療育手帳A判定の方
- 介護保険で要介護認定を受けた方

下川商業高等学校支援事業

予算額 1,694万円

担 当
教育課
☎ 4-2511 (内線512)
告知端末 4-251111

財 源	
町の負担額	1,694万円

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を図ります。

- ✓下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成金 929万円
入学に係る費用（1人につき12万円）や町外からの通学費（定期運賃の2分の1以内）を助成します。
- ✓多目的宿泊交流施設利用助成 145万円
多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、利用料の全額を助成します。
- ✓下川商業高等学校教育振興協議会交付金 350万円
札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。
- ✓下川商業高等学校体育文化活動助成 270万円
部活動の各種大会への参加費用を助成します。

学校教材費等助成事業

予算額 93万円

担 当
教育課
☎ 4-2511 (内線513)
告知端末 4-251111

財 源	
町の負担額	93万円

■児童生徒の教材費等に係る経費の一部を助成し、保護者の負担を軽減することで、子育て環境の充実を図るとともに、児童生徒の健やかな成長を支援する。

- ▼小学校
1年間に係る教材費等の2分の1を補助
- ▼中学校
 - ①ジャージ（上・下・ハーフパンツのすべてまたはいずれか）を購入した方が対象となります。
 - ②購入費用の2分の1以内(上限7,000円で上・下・ハーフパンツ1着ずつ)となります。
 - ③中学校に進学もしくは転入学する場合同じとなります。
 - ④中学校在学中に1度のみ申請可能です。
(中学1年生で申請しなかった場合は中学2年生以降も有効)

ウィークエンドスクール事業

予算額 261万円

担当
教育課
☎ 4-2511 (内線512)
告知端末 4-251111

財源	
町の負担額	191万円
道の負担額	70万円

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末やテスト前などに無料の学習会を開催します。

- ✓小学生3～6年 国語、算数、理科、社会
年間62回開催予定（週2回程度）
- ✓中学生全学年 国語、数学、理科、社会、英語
年間72回開催予定（週2回程度）



スポーツ少年団活動支援事業

予算額 119万円

担当
教育課
☎ 4-2511 (内線514)
告知端末 4-251111

財源	
町の負担額	119万円

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通じた健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

- ✓青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金 55万円
全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、1人につき旅費相当額と大会参加料などを合わせた金額の2分の1を助成します。ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除いた2分の1の金額とします。
- ✓スポーツ少年団活動事業交付金 50万円
スポーツ少年団に対して、次に掲げる金額を助成します。
 - ▼団体割 1団体当たり30,000円
 - ▼人数割 登録者1名あたり1,000円
 - ▼活動費割 前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の2分の1（上限75,000円）
- ✓下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金 10万円
少年団活動に伴う共用の備品購入について、年1回、総額の2分の1とし、10万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。
- ✓スポーツ少年団指導者等育成事業助成金 4万円
少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。



エコ・アクション事業 予算額 200万円

担当
 総務企画課
 ☎ 4-2511 (内線234)
 告知端末 4-251102

財源	
町の負担額	200万円

■しもりんエコポイント事業

省エネ型の家電製品の購入や徒歩での移動など、環境に配慮した行動に対して、町内で使える「しもりんポイント」を進呈します。

しもりんエコポイントがもらえる行動の例

対象となる活動	進呈ポイント数
省エネ型冷蔵庫への買い替え	2,000ポイント/1回限り
省エネ型家電への買い替え	1,000ポイント/1回限り
歩こうしもかわへの参加	歩数に応じて/月1回
電力消費データの提供	100ポイント/月1回
ガス・灯油購入データの提供	100ポイント/月1回

宅配等事業 予算額 701万円

担当
 税務住民課
 ☎ 4-2511 (内線111)
 告知端末 4-251103

財源	
町の負担額	701万円

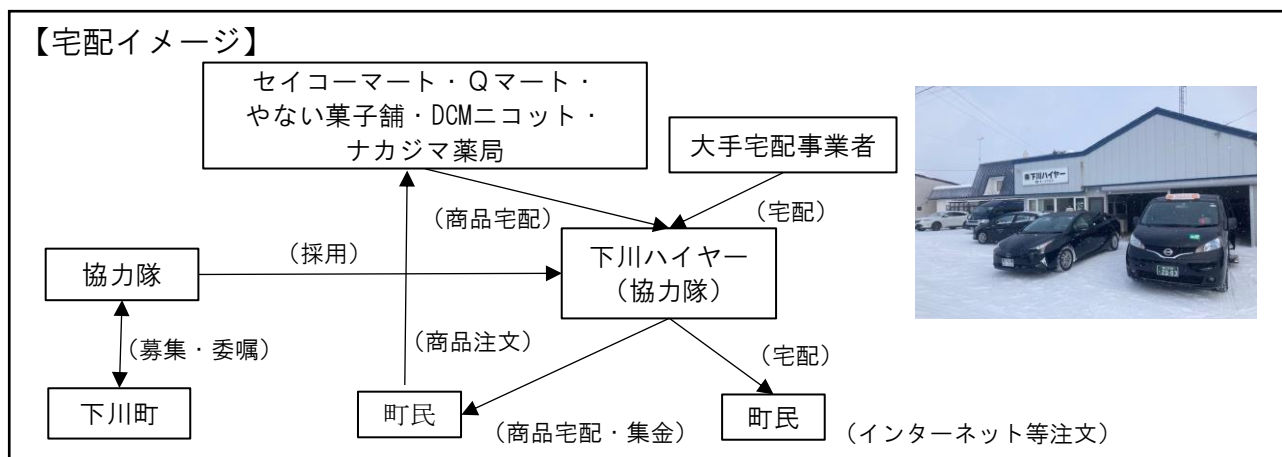
食品等を配達する商店がなくなり、不便になったという声を聴きました。

そうした中、平成29年9月から過疎地域（人口3万人未満の市町村）において、タクシーによる貨客混載の規制緩和が実施されています。

地域の商店等から商品・薬を高齢者等へ有料で宅配するとともに大手宅配事業者の宅配、更には地域交通を継続・維持のため、地域おこし協力隊制度を活用し、生活支援及び地域の公共交通の確保を目的に株式会社下川ハイヤーでの貨客混載の実証・事業化を行います。

※利用には事前登録が必要です。

※詳細は、宅配できるお店や税務住民課(4-2511(111))、下川ハイヤー(4-3103)にお問い合わせください。



消費者協会活動交付金 **予算額 68万円**

担 当
 税務住民課
 ☎ 4-2511 (内線117)
 告知端末 4-251103

財 源	
町の負担額	22万円
道の負担額	46万円

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う消費者協会の活動を支援します。
 消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、コミュニティの形成や環境、社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓発活動を行います。

【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

- 目 的：遊休品の有効活用による埋立ごみの減量と地域コミュニティの形成
 場 所：下川町民会館1階
 開店日時：毎週、月・木・土の12時から16時まで
 取扱方法：①無償でお預かり
 ②希望金額の提示を受けてお預かり
 ③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの情報掲示板で当事者同士がお話合い



空き家対策総合支援事業 **上限 予算額 2,700万円**

担 当
 建設水道課
 ☎ 4-2511 (内線252)
 告知端末 4-251106

財 源	
町の負担額	1,350万円
国の負担額	1,350万円

空き家を活用し、転入者、定住希望者の定住促進を図るため、住み替えによる住宅不足の緩和を推進するとともに、老朽化の著しい特定空き家の解体により、住民の安全確保、景観の維持向上を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した改修や解体に限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	対象者	補助率	留意点
空き家の「活用」	・ 町内に定住を希望されている方 ・ 町内に転入されてから10年以内の方	空き家の取得・改修等費用の2/3以内 (限度額500万円)	・ 空き家を取得し、かつ100万円以上の改修を行うこと ・ 10年以上居住すること
空き家の「解体」	・ 下川町に空き家を所有している方	空き家の解体費用の4/5以内	・ 申請前に「特定空き家」の認定を受けること

※当該空き家については、概ね6ヶ月程度、空き家状態であることが条件となります。

快適住まいづくり促進事業

上限

予算額1,500万円

担当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線252)

告知端末 4-251106

財源

町の負担額	1,365万円
国の負担額	135万円

快適な住環境の整備を促進し、定住の促進と下川町産認証木材の利用を促進するとともに、脱炭素社会の実現と地域経済の活性化を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
住宅の新築又は新築の建売住宅の取得		自らが居住する住宅に規則で定める基準性能を満たす住宅の新築又は新築の建売住宅の取得(以下「住宅新築等」という。)	建築又は購入に要する費用の20分の1以内 [限度額150万円]
		住宅新築等に下川町産認証木材を10m ³ 以上使用	下川町産認証木材の使用量1m ³ 当たり5万円を加算 [限度額100万円]
中古住宅等の取得	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	自らが居住又は賃貸住宅の用に供するための中古住宅等の取得	住宅等の取得価格の5分の1以内 [限度額150万円]
住宅等の解体	所有者又は所有者から委任を受けた者。ただし、日本標準産業分類における不動産業を営む町外業者を除く。	住宅及び附帯する車庫、物置などの解体	解体費の2分の1以内 [限度額50万円]
住宅の改修	町民	自らが居住する住宅に規則で定める対象工事を行う住宅改修、改修に要する費用が100万円以上	省エネ改修に要する費用の5分の1以内 [限度額100万円]
	町民又は町内に住所を有する法人	町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修、改修に要する費用が100万円以上	省エネ改修に要する費用の5分の1以内 [限度額75万円]
環境負荷の低減	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	規則で定める基準性能を満たし、脱炭素化に資する対策により10ポイント以上を満たす住宅新築等	50万円を加算
再生可能エネルギーの活用	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	住宅に30万円以上の木質バイオマス活用機器の設置	20万円 
		住宅等に公称最大出力1kWh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の6分の1以内 [限度額30万円]

公営住宅整備事業

予算額8,063万円

担 当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線252)

告知端末 4-251106

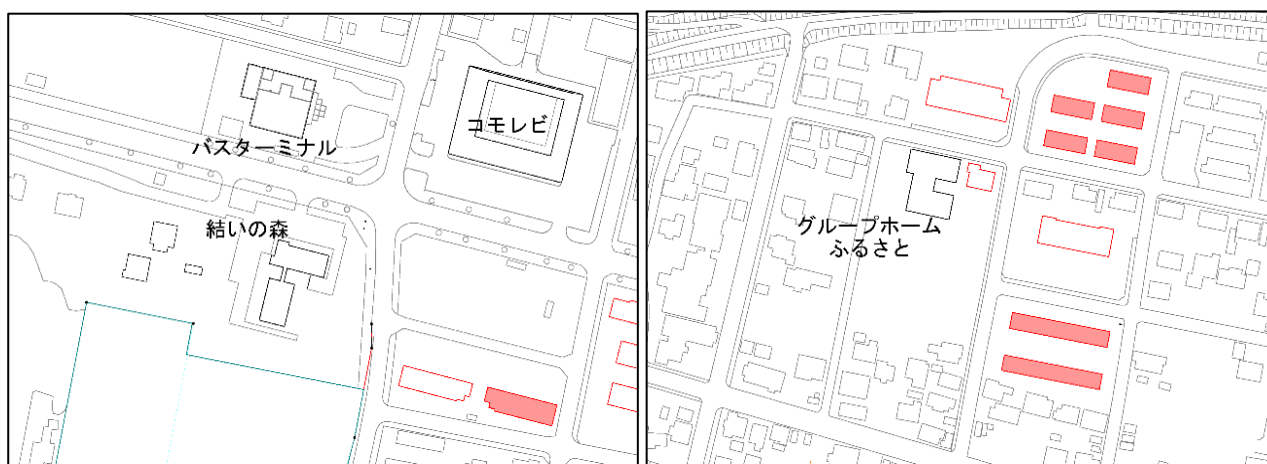
財 源

町の負担額	5,574万円
国の負担額	2,489万円

移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

○公営住宅長寿命化型改善事業

- ・日昇団地(単身者住宅)：平成7年に建設した1棟10戸の住宅の内部改修を実施します。
- ・錦町団地：昭和58年～63年に建設した7棟20戸の屋根塗装等を実施します。



ICT活用除雪システム構築事業

新規

予算額504万円

担当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線251/252)

告知端末 4-251106

財源

町の負担額	252万円
国の負担額	252万円

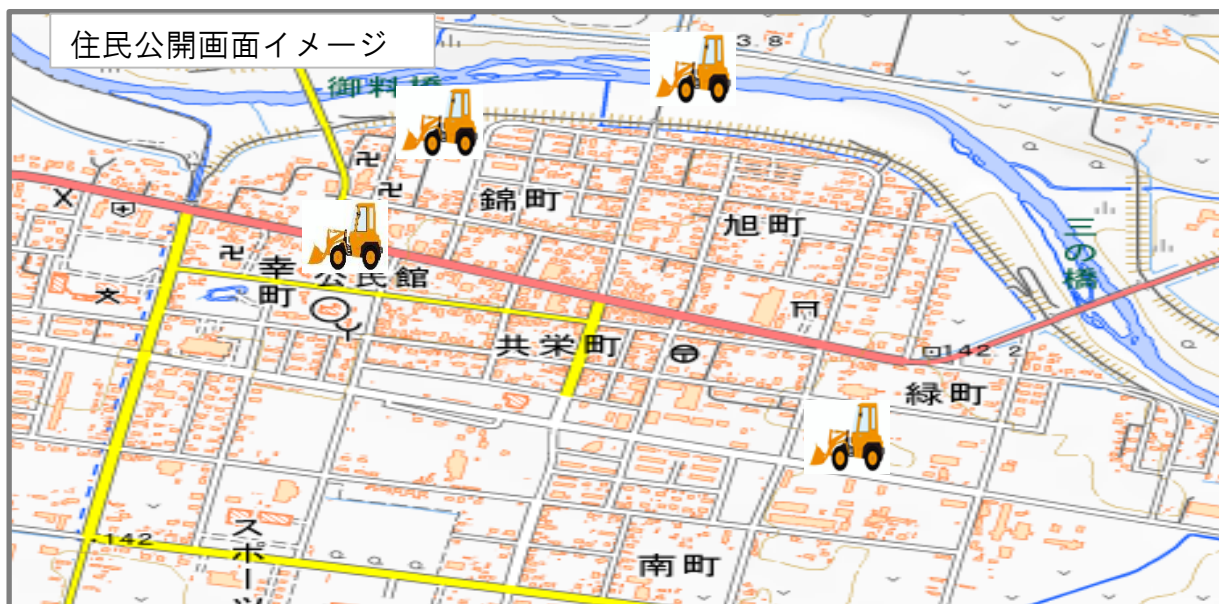
除排雪車両に設置するスマートフォンのGPS機能を用いて、グーグルマップ上で位置把握と軌跡管理を行い、自動で運行日誌や予算執行管理をリアルタイムで行い、除排雪事業の事務コストの軽減、委託業務の適正な管理を行います。

また、除排雪車両の位置情報を町民に一般公開し、除排雪状況の見える化を図ります。



「除雪車が来ない」「今どの辺で除排雪作業をしているの?」と、除排雪状況が気になったときに、スマートフォンやパソコン等で除排雪状況を確認できるようになります。

公開時期は、毎年11月中旬頃から予定しています。



農業振興事業

予算額 240万円

担当

産業振興課

☎ 4-2511 (内線143)

告知端末 4-251109

財源

町の負担額	135万円
国の負担額	105万円

農産物生産額の向上などを目的に、ホワイトアスパラ生産、フルーツトマトの半養液栽培、施設園芸高度化に対し、資材費の一部を補助します。

✓施設園芸セミオートメーション等事業 210万円

フルーツトマトの半養液栽培、施設園芸ハウスに設置する環境制御装置等の導入に対して、導入費用・資材費の3分の1以内を補助します。ただし、新規に取り組む者、新規就農者及び継承予定従事者を対象とします。

✓ホワイトアスパラ振興事業 30万円

ホワイトアスパラの作付拡大に伴う資材導入経費に対して、資材費の3分の1以内を補助します。ただし、新規に取り組む者、新規就農者及び継承予定従事者を対象とします。

農業担い手対策事業

予算額 4,402万円

担当

産業振興課

☎ 4-2511 (内線144)

告知端末 4-251109

財源

町の負担額	4,402万円
-------	---------

新規就農者確保のための支援、農業継承者や継承予定者が行う新規取り組みを進め、将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

✓新規就農者等支援事業（新規就農者及び新規就農予定者の方） 4,302万円

▽新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助など。

▽新規就農予定者へは、農業用機械等取得のために借入れた資金に対する補助など。

✓新中核的農業担い手対策事業（認定農業者及び継承予定従事者の方） 100万円

▽情報交換のために行う研修支援には2分の1以内、最大10万円を補助します。



私有林整備支援事業

予算額 998万円

担 当
産業振興課
☎ 4-2511（内線244）
告知端末 4-251112

財 源	
町の負担額	821万円
道の負担額	177万円

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

区 分	補 助 基 準
植林（国・道の補助金を除く）	事業費の26%以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
除間伐（広葉樹林改良を含む）	国・道の補助残額の10分の4以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
下刈、枝打ちなど	国・道の補助残額の10分の4以内
自力による枝打ち	1ヘクタール当たり3万円
根踏及び作業路整備	事業費の3分の1以内

町有林整備事業

予算額 2億535万円

担 当
産業振興課
☎ 4-2511（内線244）
告知端末 4-251112

財 源	
町の負担額	5,833万円
国の負担額	6,400万円
木材売払代金等	8,302万円

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

令和6年度の主な町有林の事業

樹木の植栽	34ha
下刈	157ha
除間伐	148ha
主伐	36ha



林業・林産業振興事業

上限

予算額3,000万円

担当

産業振興課

☎ 4-2511 (内線244)

告知端末 4-251112

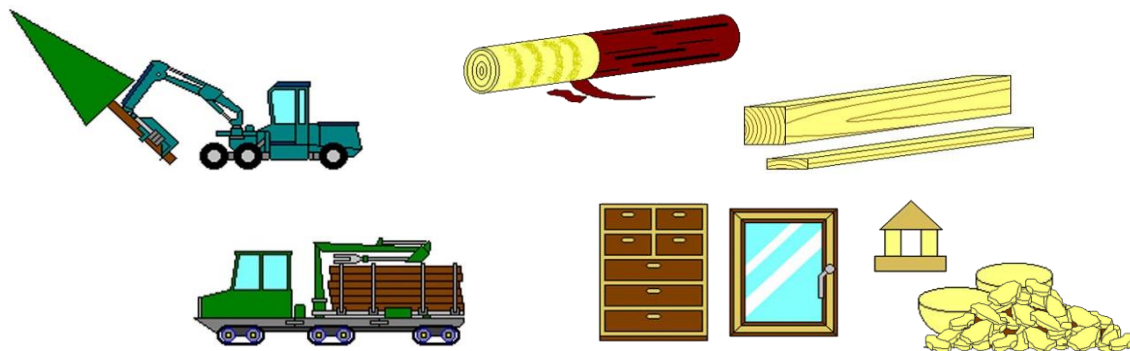
財源

町の負担額

3,000万円

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

区 分	補 助 基 準
事業者が行う経営基盤強化や経営革新及び新商品のための調査、研究、開発事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が行う経営基盤強化や安定化のための販路開拓事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が取得する認定、認証事業	事業費の2分の1以内
事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内 限度額5,000万円
事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	事業費の3分の1以内 ※令和6年度までの時限措置
事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関などが行う研修、資格免許取得等	経費の2分の1以内 限度額10万円



中小企業振興事業

上限

予算額 1,500万円

担当

産業振興課

☎ 4-2511 (内線237)

告知端末 4-251112

財源

町の負担額

1,500万円

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

区分	内容	補助率など
経営基盤強化	中小企業者が行う新商品、新サービスの開発	1/2以内 (上限50万円)
	中小企業者が行う新商品、新サービス提供のための設備導入	1/3以内 (上限1,000万円)
人材育成	中小企業者の経営者及び従業員が行う中小企業大学校での研修や資格取得	1/2以内 (上限50万円)
空き店舗活用	中小企業者が店舗または集客施設にするための空き店舗改修、新築のための解体及び新築	1/3以内 (上限400万円)
店舗等解体	中小企業者が店舗、事務所及び付帯する車庫、物置などの解体及び撤去 (車庫、物置などの単独での解体及び撤去は対象外)	1/2以内 (上限50万円)
施設整備	中小企業者が行う建物の新設や改修 (休憩室の新設、和式トイレの洋式化、店舗内部改修など)	1/3以内 (上限100万円)
事業承継事業	事業承継予定者が行う技術取得、研修、販路開拓など	1/2以内 (上限50万円)
	事業承継予定者が行う建物改修、機械修繕など	1/3以内 (上限250万円)
	中小企業者が会社の価値を定量的に表す調査	1/3以内 (上限100万円)
その他	国及び道の補助を受ける事業	1/3以内 (上限500万円)

※主な支援メニューを掲載しています。



奨学金返還支援事業

新規

予算額0万円

担当

総務企画課

☎ 4-2511 (内線232)

告知端末 4-251101

「教育費の負担軽減」、「移住・定住促進」、「町内企業の人材確保」のため、奨学金を現在償還している町民に対して、奨学金の返還を支援します。

対象者

高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院）の在学中に借入した奨学金を現在返還している町民で、**町内に就業した日から2年が経過した方。**（公務員は除く）

補助額

Uターン者等

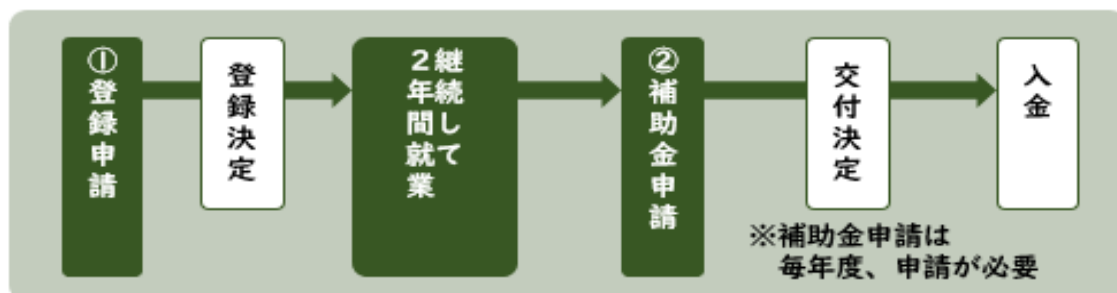
月額3万円以内、継続する5年間1回限り（最大180万円）
※町内に3年以上、居住していた（している）方

Iターン者

月額2万円以内、継続する5年間1回限り（最大120万円）
※Uターン者等以外の方

奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金、大学等が貸与する奨学金、その他、町長が認める奨学金



※令和6年4月1日以降に就業していることが要件となります。
（それ以前からの修業は対象外）

注意事項

【就業先要件】

- ・個人事業主も対象となります。
- ・本社や本店等が町外にある場合は対象となりません。

【補助対象経費】

- ・複数の高等教育機関で借入がある場合は、合算額を補助対象経費とします。
- ・半年賦・年賦の場合は、月額平均返済額を補助対象経費とします。

【補助金申請】

- ・毎年度の申請に当たっては、基準日（1月1日）に離職や転出していないことを条件とし、基準日に条件を満たしていない場合は、当該年度の補助金の該当になりません。

町民主体によるSDGs課題解決推進事業 **予算額200万円**

担当
 総務企画課
 ☎ 4-2511（内線232）
 告知端末 4-251102

財源	
町の負担額	200万円

「2030年における下川町のありたい姿」の実現や町内へのSDGs普及啓発が期待できる町民の自主的な活動（イベント開催、広報普及、人材育成、調査研究、地域自治活動）に対して支援します。

【助成対象者】
 町民3名以上または事業者2者以上のグループ

【助成金額】
 予算の範囲内で100万円以内

【助成期間】
 原則として継続する3年度以内



※「ありたい姿」の実現が期待できない事業、食糧費や人件費、備品購入費などの経費は対象外になります。

※本事業を希望する場合は、事前にご相談ください。

- 「2030年における下川町のありたい姿」7つの目標**
- 1 みんなで挑戦しつづけるまち
 - 2 誰ひとり取り残されないまち
 - 3 人も資源もお金も循環・持続するまち
 - 4 みんなで思いやれる家族のようなまち
 - 5 引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生み出すまち
 - 6 世界から目標とされるまち
 - 7 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

スマホ役場構築事業

新規

予算額 110万円

担当

総務企画課

☎ 4-2511 (内線232)

告知端末 4-251101

財源

町の負担額	61万円
国の負担額	49万円

町の公式LINEアカウントをリニューアルし、役場に行かなくても、電話をかけなくても、24時間365日、スマートフォンなどから、LINEのトーク上で行政手続などが可能となるスマホ役場を構築します。

※リニューアルオープンの日は、別途、お知らせします。

✓オンライン申請サービス ※新しく増える機能

LINEのトーク上で、行政手続などの申請・予約ができるようになります。

✓セグメント配信サービス ※現在も利用可能

受信設定することで、ほしいジャンルの情報を受け取ることができます。



※スマホ役場のイメージ

●「下川町公式LINE」と友だち登録するには・・・

下記のいずれかの方法で友だち追加できます。

① ID検索にて「@shimokawa-town」で検索し、友だちに追加ボタンを押す

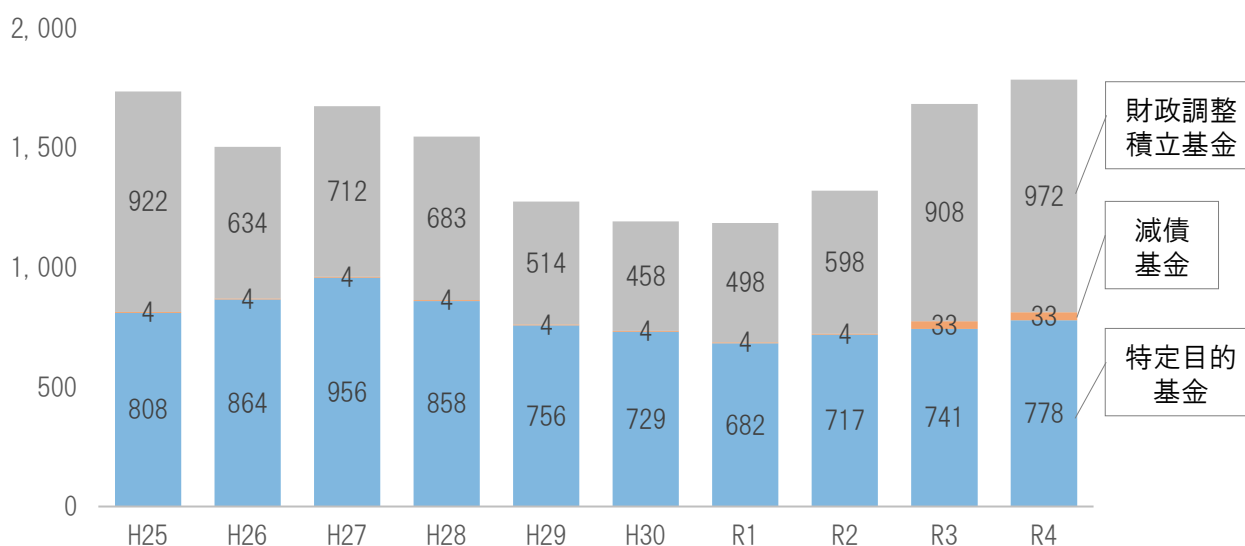
② QRコードを読み取る



貯金（借金）残高の推移

単位：百万円

基金の種類	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
財政調整積立基金	634	712	683	514	458	498	598	908	972	1,148
減債基金	4	4	4	4	4	4	4	33	33	45
特定目的基金	864	956	858	756	729	682	717	741	778	853
合計	1,502	1,672	1,545	1,274	1,191	1,184	1,319	1,682	1,783	2,046



■ 財政調整積立基金

財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

■ 減債基金

借入金（町債）の返済に使うための貯金です。

■ 特定目的基金

特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、15基金があります。

子育て支援策に「木質バイオマス削減効果活用基金」を活用します



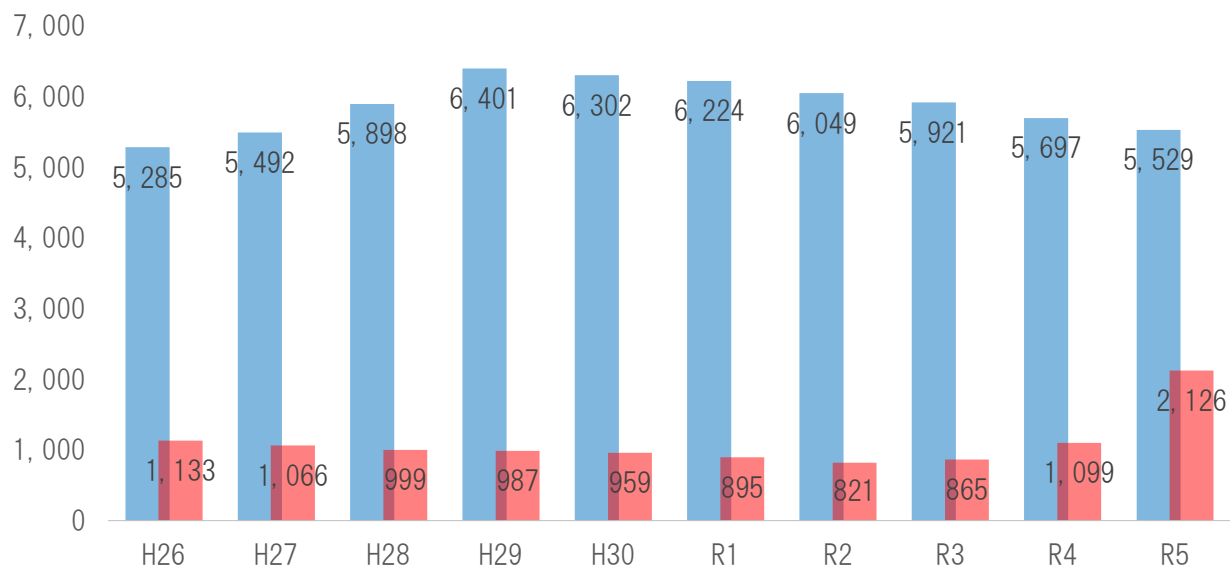
公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て支援に活用し、子育て支援の充実を図ります。

- 高校生までの医療費を全額助成 [事業費 1,032 万円で・100 万円を充当]
- 2歳未満の子どもを育てる家庭への支援として、子ども1人あたり月額3,000円分の商品券を支給 [事業費 98 万円で・98 万円を充当]
- 3歳未満児の保育料を6割軽減 [事業費 300 万円で・178 万円を充当]
- 不妊治療への支援 [事業費 89 万円で・89 万円を充当]
- 児童生徒の教材費経費を一部助成 [事業費 93 万円で・93 万円を充当]
- 学校給食費を2割軽減 [事業費 243 万円で・243 万円を充当]

借金（地方債）残高の推移

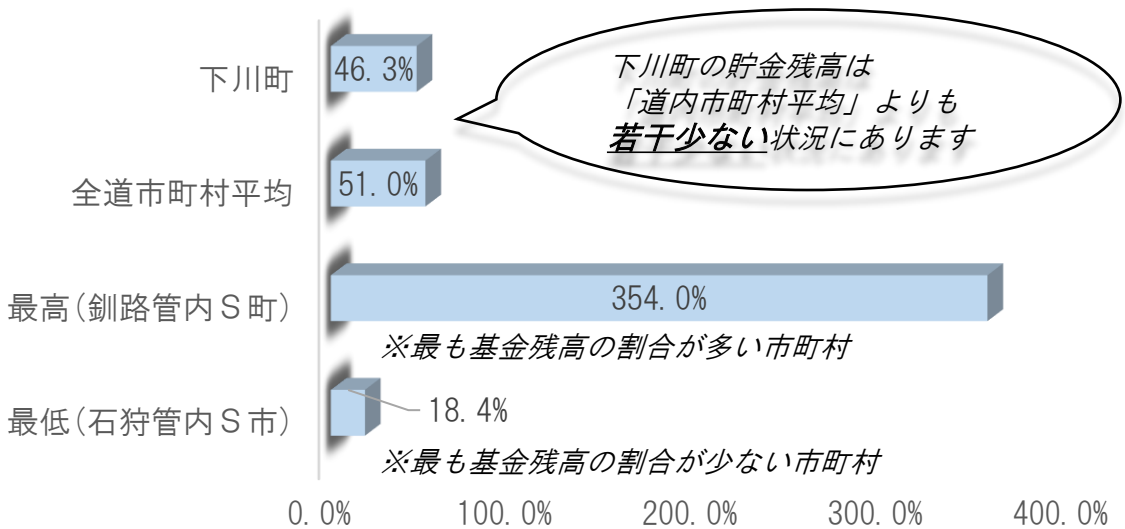
単位：百万円

会計名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
一般会計	5,285	5,492	5,898	6,401	6,302	6,224	6,049	5,921	5,697	5,529
下水道事業特別会計	1,014	962	890	834	791	748	696	696	643	670
簡易水道事業特別会計	0	0	20	25	31	31	30	90	397	1,389
介護保険特別会計	107	94	81	68	84	71	57	43	29	27
病院事業会計	11	10	8	60	53	45	38	36	30	40
合計	6,417	6,558	6,897	7,388	7,261	7,119	6,870	6,786	6,796	7,655



標準財政規模に占める貯金(基金)残高の割合(基金残高÷標準財政規模)

※令和4年度決算に基づく



PICKUP

✓標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓下図に示すとおり、本町より「貯金(基金)残高」が多くても「標準財政規模に占める割合」が低い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて貯金(基金)を確保する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の50%以上を確保することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

A市の場合



✓基金残高が下川町よりも4.8億円多い！



下川町の場合

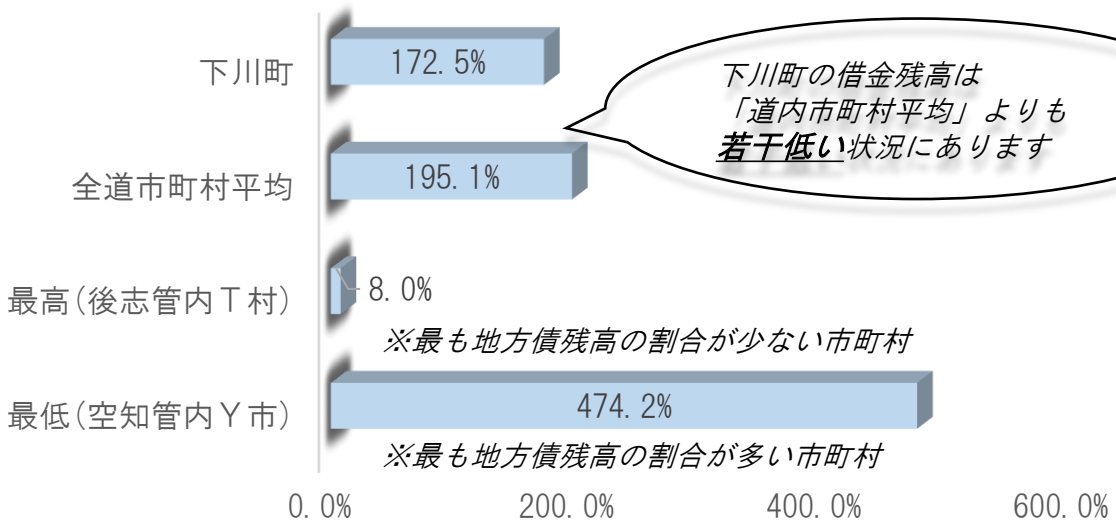


✓基金残高の割合がA市よりも19.9%多い！

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

標準財政規模に占める借金(地方債)残高の割合(地方債残高÷標準財政規模)

※令和4年度決算に基づく



PICKUP

✓標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓下図に示すとおり、本町より「借金(地方債)残高」が少なくても「標準財政規模に占める割合」が多い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて借金(地方債)を抑制する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の200%以下に抑制することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

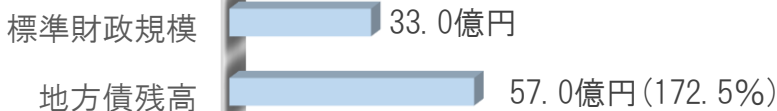
B町の場合



✓地方債残高が下川町よりも19.3億円少ない！



下川町の場合



✓地方債残高の割合がB町よりも66.2%少ない！

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

下川町行政組織機構図 (令和6年4月1日現在)

町 長
田村 泰司

副 町 長
市田 尚之

下川町役場
所在地 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地
連絡先 TEL01655-4-2511 FAX01655-4-2517
ホームページ <https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>

総務企画課

課長
山本 敏夫

課長補佐
立花 勝博

主幹
杉本 賢征
(地域防災マネージャー)

課長補佐
清水 元記

課長補佐
亀田 慎司

主幹
蓑島 豪
(中間支援組織・SDGs推進室担当)

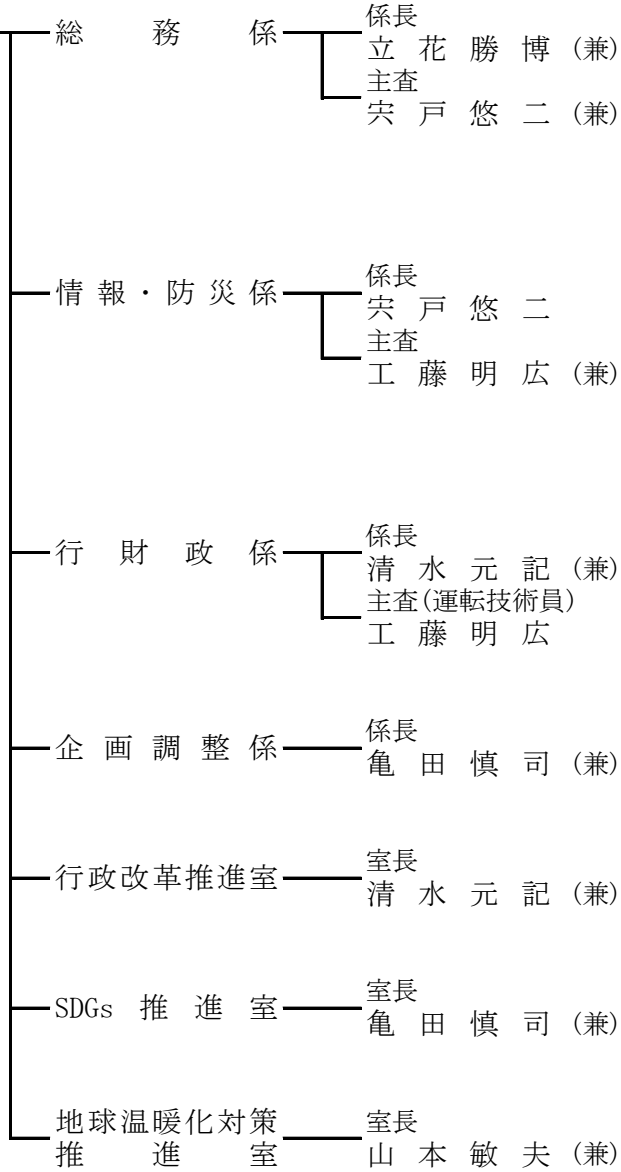
主幹
樋口 知志
(財しもかわ地域振興機構派遣)

産業振興課

課長
古屋 宏彦
(農村活性化センター長・育苗施設長)

参事
平野 優憲

参事
平野 好宏
(下川町商工会派遣)



主事 池田 美咲
主事 大川 航季 (兼)

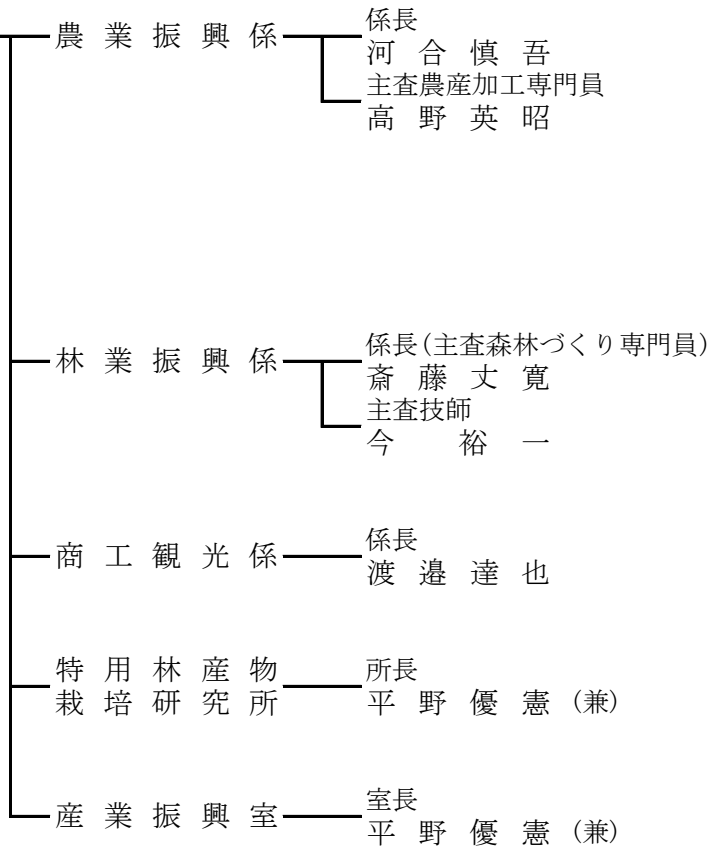
主事 大川 航季
主事 池田 美咲 (兼)

主事 佐藤 将平

主事 笹岡 祐希
主事 佐藤 大樹 (兼)
主事 佐藤 将平 (兼)

主事 佐藤 大樹

主事 清水 瞳
(環境省派遣)



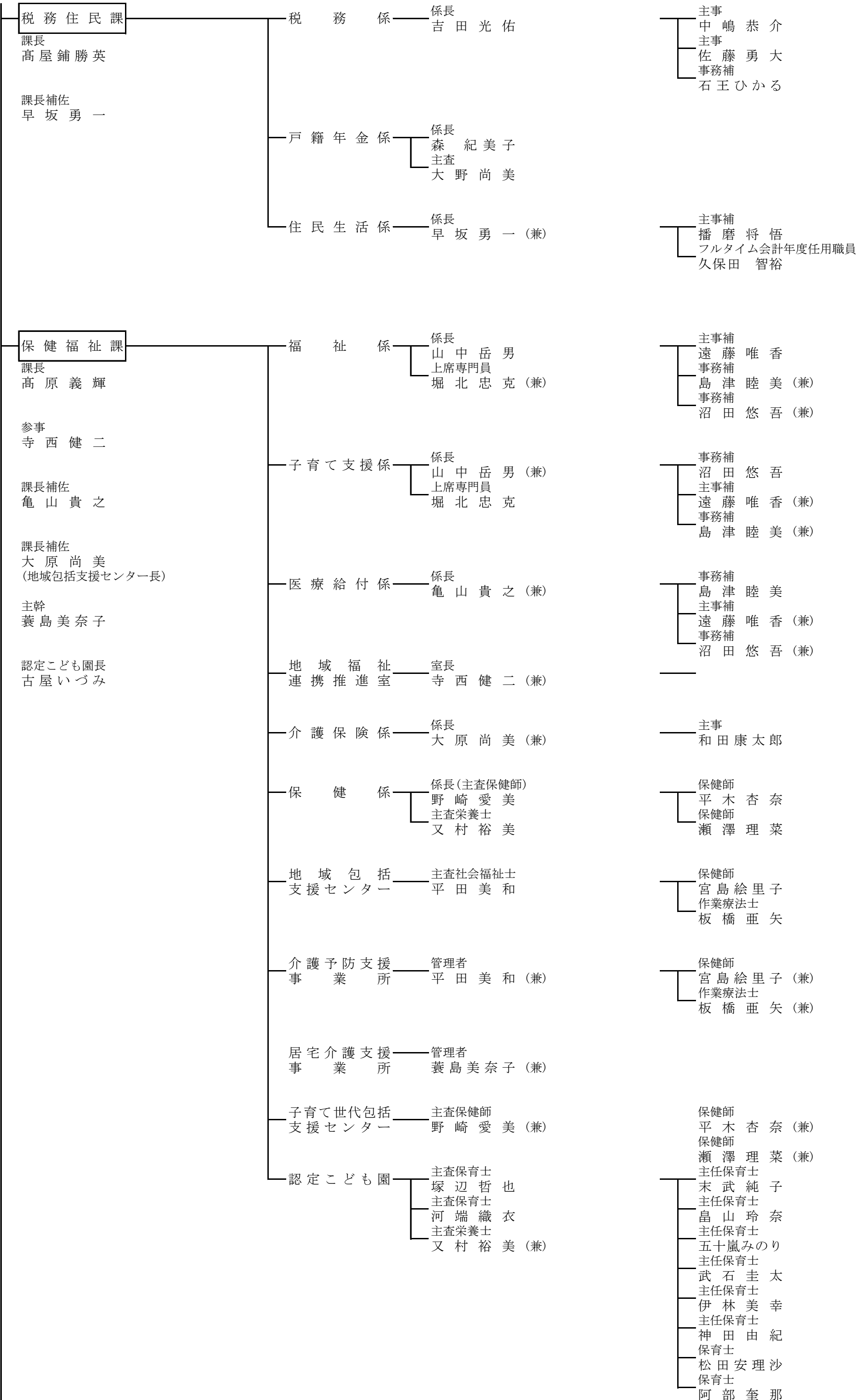
主事 葛西 和樹
主事 高橋 風宇太
主事 佐藤 祐希
事務補 川原 優斗

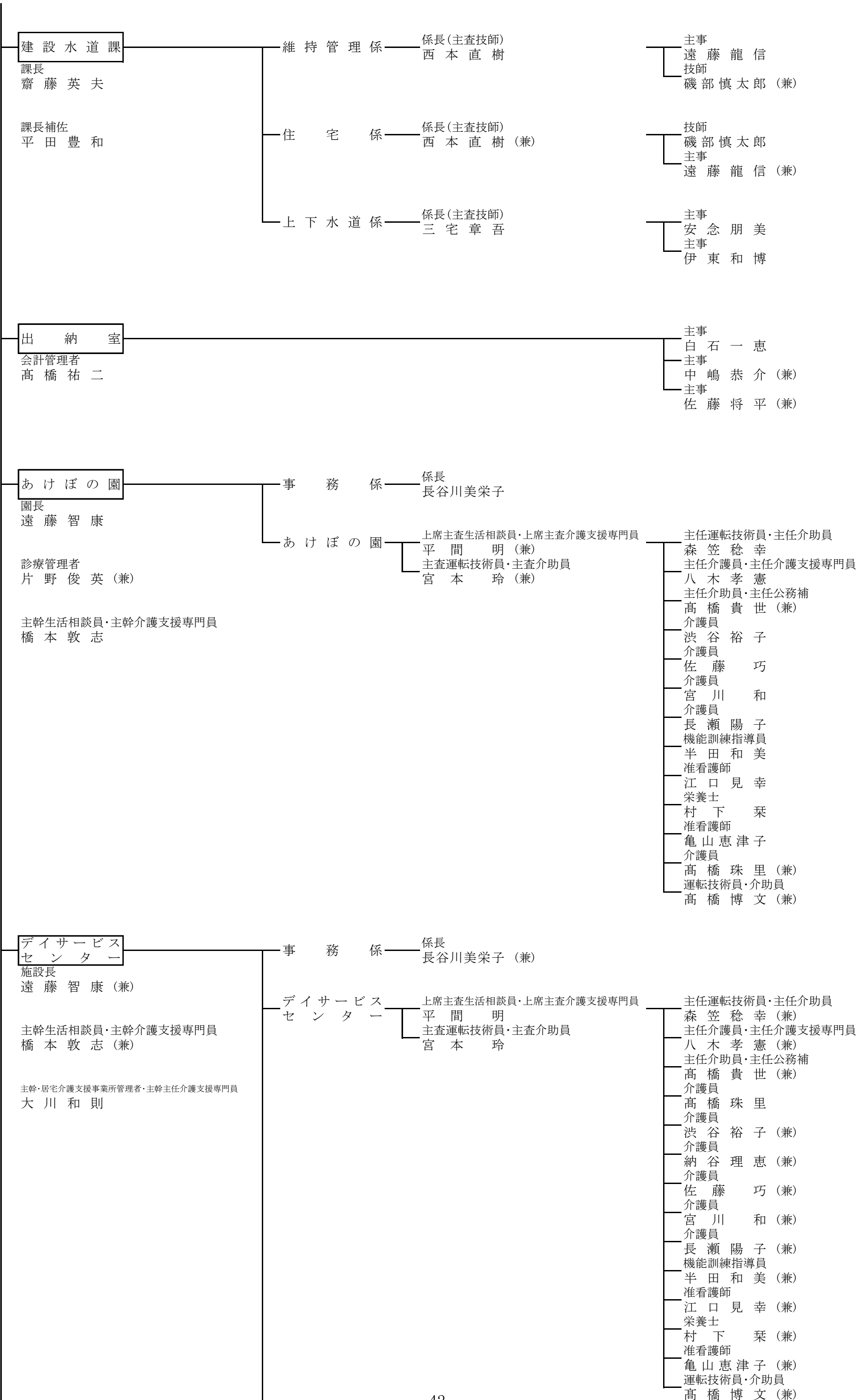
主任森林づくり専門員 伊東 拓馬

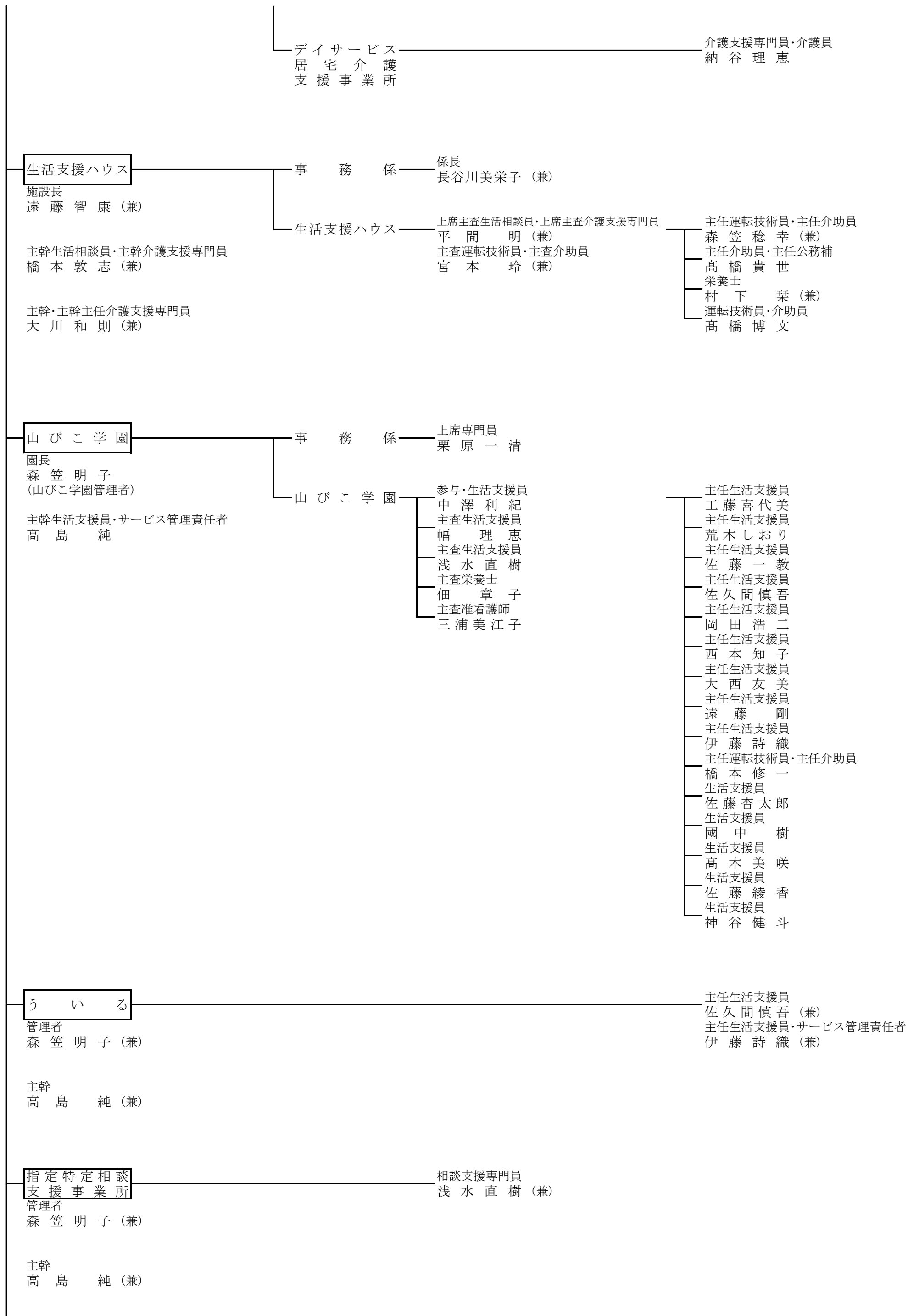
主事 平木 達也

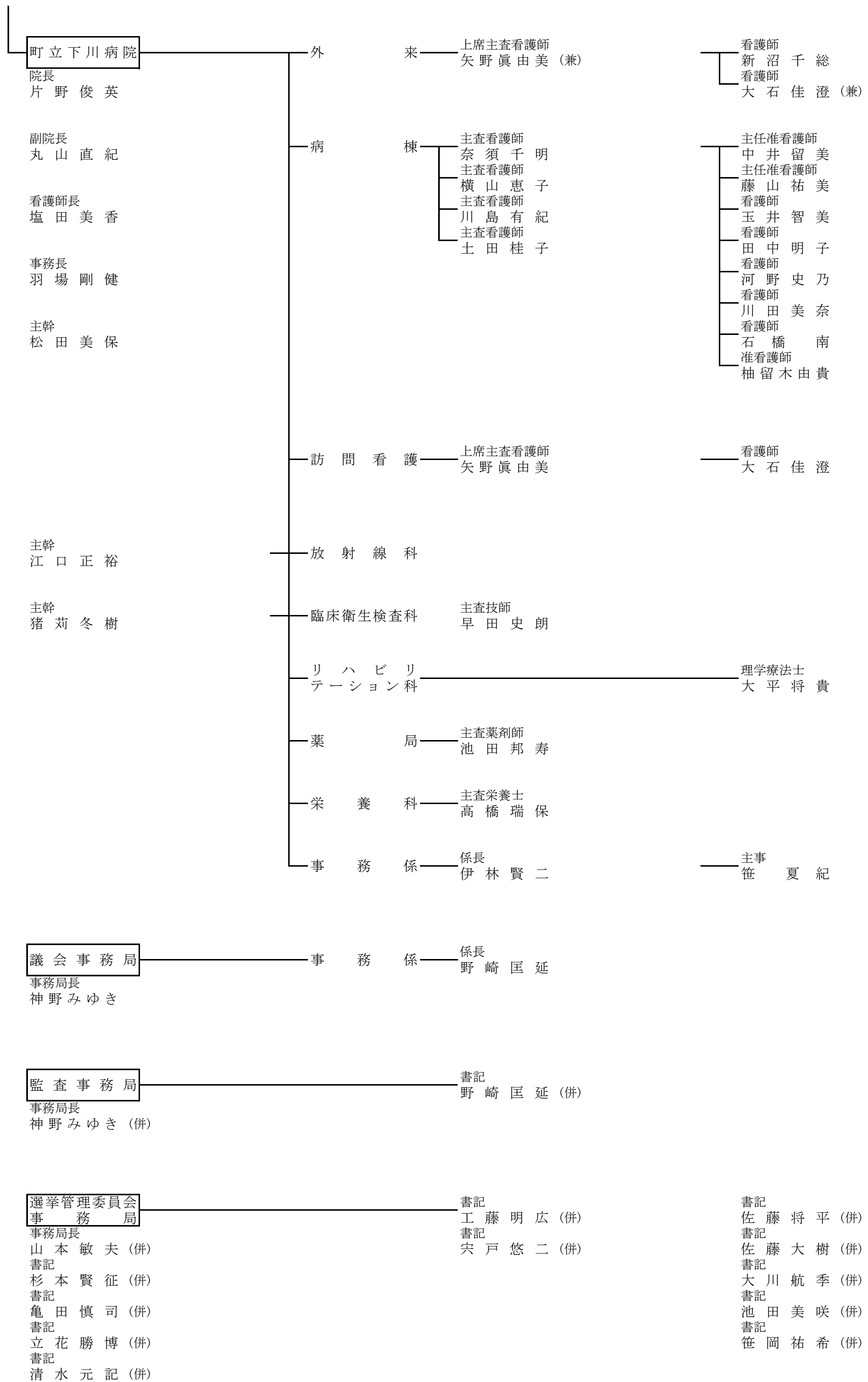
主事 平木 達也 (兼)

主事 平木 達也 (兼)









教 育 長

川島政吉

教育委員会
教育課

課長
小林大生

課長補佐
梅坪亮二

主幹
伊藤克彦

総務係 係長 梅坪亮二(兼)

主事補
那須野央人

学校教育係 係長 和田健太郎(兼)
主査 松本竜義(兼)

主任公務補
蓑島盛行
主任公務補・運転技術員
小坂喜永
主任・地域学校協働コーディネーター
本間莉恵(兼)
主事補
那須野央人(兼)

社会教育係 係長 和田健太郎
主査 松本竜義(兼)

主任・地域学校協働コーディネーター
本間莉恵
主事
杉山周平

芸術・文化係 係長 松本竜義

主事
杉山周平(兼)

生涯スポーツ係 係長 伊藤克彦(兼)

主事
馬淵源
主事
杉山周平(兼)

下川消防署

署長
伊東英晴

副署長
大野政弘

主幹
林清孝

主幹
森雄馬

主幹
濱田知道

庶務係 係長 林清孝(兼)

主任
南部慎介
藤澤拓未

予防係 係長 森雄馬(兼)

主任
西村健太
今野裕哉

警防係 係長 駒津祐二

主任
草浦辰徳(兼)
大西励穏
横澤隼

救急係 係長 森雄馬(兼)

主任
大滝達也
今野裕哉(兼)
大西励穏(兼)

機械係 係長 濱田知道(兼)

主任
草浦辰徳
横澤隼(兼)

係長
塩田晃久
(上川北部消防事務組合消防本部派遣)

地 域 担 当 職 員 配 置 名 簿

令和6年4月1日

区 分		地 域 担 当 職 員					
公区名	管轄課長	主任	副主任	担当員			備考
上名寄第1	高橋 祐二	平田 豊和	長谷川美栄子	杉山 周平			18戸
上名寄第2	高橋 祐二	蓑島 美奈子	又村 裕美	高橋風宇太			18戸
上名寄第3	山本 敏夫	又村 寛樹	渡邊 達也	板橋 亜矢			66戸
中 成 南	羽場 剛健	伊林 賢二	佐藤 大樹	遠藤 龍信	石王 ひかる	川原 優斗	168戸
中 成 北	羽場 剛健	杉本 賢征	穴戸 悠二	平間 明	佐藤 将平		148戸
班 溪	小林 大生	亀山 貴之	森 紀美子	池田 美咲			34戸
北 町	齋藤 英夫	蓑島 豪	和田 健太郎	佐藤 祐希			20戸
元 町	古屋 宏彦	大原 尚美	斎藤 丈寛	磯部 慎太郎	那須野 央人		116戸
幸 町	齋藤 英夫	山中 岳男	野崎 愛美	平木 杏奈			69戸
錦 町	寺西 健二	工藤 明広	吉田 光佑	瀬澤 理菜	沼田 悠吾		149戸
共 栄 町	高屋鋪 勝英	亀田 慎司	三宅 章吾	和田 康太郎	島津 睦美		94戸
旭 町	高屋鋪 勝英	立花 勝博	平田 美和	宮島 絵里子	平木 達也	佐藤 勇大	163戸
緑 町	高原 義輝	高野 英昭	中嶋 恭介	安念 朋美	笹岡 祐希		86戸
末 広 町	小林 大生	清水 元記	西本 直樹	大野 尚美	遠藤 唯香	播磨 将悟	237戸
新 町	遠藤 智康	早坂 勇一	伊東 拓馬	大川 航季			34戸
三 和	神野 みゆき	梅坪 亮二	松本 竜義	笹 夏紀			26戸
二 の 橋	森笠 明子	今 裕一	野崎 匡延	葛西 和樹			19戸
一 の 橋	平野 優憲	高島 純	河合 真悟	中澤 利紀			51戸

(配置人数の目安：～80戸 3名以上、81～150戸 4名以上、151戸以上 5名以上)

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日